



平成18年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市情報公開センター

目 次

第1	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	1
2	非公開決定等の理由	3
3	公開請求の処理状況	3
	【参考】 公開請求の内容別件数	4 8
第2	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	5 0
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	5 3
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	5 5
4	不開示決定等の理由	5 7
5	開示請求の処理状況	5 7
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	5 7
第3	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	6 2
2	不服申立ての状況	6 2
3	審査会の開催状況	6 2
4	審査会答申	6 6
第4	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	7 4
2	審議会の開催状況	7 4
3	審議会答申	7 6
	資料	
	越谷市情報公開条例	8 0
	越谷市個人情報保護条例	8 9

第1 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成18年度の公開請求の件数は32件（平成17年度は41件）で、公開請求の対象となった公文書数は1,150文書（平成17年度は177文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は100%（平成17年度は100%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成17年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	22	10	12	3	3	28
	(34)	(11)	(15)	(8)	(6)	(40)
教 育 委 員 会	3	1	3	0	0	4
	(3)	(1)	(2)	(1)	(0)	(4)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	5	0	5	0	0	5
	(3)	(3)	(2)	(0)	(0)	(5)
土 地 開 発 公 社	2	1	1	0	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	32	12	21	3	3	39
	(41)	(15)	(20)	(10)	(6)	(51)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成17年度

請 求 者 の 区 分	件 数
市内に住所を有する者	16 (28)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	2 (2)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (0)
その他	14 (11)

表3 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	企画課	0	1	0	0	1
	政策経営課	1	1	0	0	2
	市民課	0	0	0	2	2
	建設総務課	0	1	0	1	2
	道路街路課	1	0	1	0	2
	市街地整備課	1	1	0	0	2
	開発指導課	3	5	0	0	8
	建築住宅課	4	3	2	0	9
小 計		10	12	3	3	28
教育委員会	学校課	1	3	0	0	4
議 会		0	5	0	0	5
土地開発公社		1	1	0	0	2
合 計		12	21	3	3	39

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成17年度

理 由	件 数
個人に関する情報(第7条第1号)	16 (15)
法人等に関する情報(第7条第2号)	14 (14)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	1 (0)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	6 (0)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	1 (0)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	0 (0)
法令秘情報(第7条第7号)	0 (0)
存否不回答(第10条)	0 (0)
文書不存在	3 (10)
その他	0 (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の処理状況

公開請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 公開請求の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18.4.24	平成17年度政務調査費収支報告書のうち、全会派分	市内の個人	1	平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(同い)平成18年4月24日決裁)ただし、各議員の政務調査費収支報告書の部分を除く)	部分公開	第7条 第1号 第2号	・個人の実印及び銀行印の印影 ・法人の登記済印の印影 ・法人又は団体の金融機関名(取引銀行)・支店名(取引店)・口座種別・口座番号(ただし、法人又は団体が外部に対して明らかにしているものを除く)	0円	60円	議会(議事課)	18.5.8	

公開請求の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18.5.8	平成18年3月31日現在の住居表示台帳(電磁的記録により管理されている場合は、その複製)	その他								市長(市民課)		H18.5.9 取下げ

公開請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
3 18.6.28	大沢三丁目 の分筆登記申請者及び所 有権移転登記申請者が記載さ れた文書	市内の 個人	3	1.土地の分筆について(伺い) (平成12年1月6日決裁) 2.土地分筆登記の完了につい て(報告)(平成12年1月17日 決裁) 3.越谷市大沢三丁目 及び の三斜求積表	公開			0円	230円	土地開発公社 (総務課)	18.7.11	

公開請求の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
4	平成18年1月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域図、公図の写し、平面図(給排水計画図・造成計画平面図など)及び求積図(ただし、開発行為許可(変更)申請書及び設計説明書の裏面を除く)	その他	1	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月11日第27号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域図(案内図)、公図の写し、土地利用・造成計画平面図、給排水計画図及び分割求積図の部分	公開			200円	70円	市長(開発指導課)	18.7.27	
			121		部分公開	第7条第1号第2号第4号	24,200円	8,405円				

1. 開発行為許可申請書(許可番号平成13年3月28日第152号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び敷地測量図の部分
2. 開発行為許可申請書(許可番号平成16年8月20日第36号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び敷地測量図の部分
3. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成17年5月20日第36-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び敷地測量図の部分
4. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年1月17日第36-2号)のうち、開発許可事項変更許可申請書、別紙(変更の概要、変更の理由)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び敷地測量図の部分
5. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年3月8日第147号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、区域図、公図の写し、造成計画平面図、給水施設計画平面図、排水施設計画平面図及び敷地測量図の部分
6. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年5月11日第15号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図、公図の写し、造成計画平面図、排水設備配管平面図、給水設備配管平面図及び敷地測量図の部分
7. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年5月12日第16号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、配置図及び敷地求積図の部分
8. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成17年11月22日第16-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、配置図及び敷地求積図の部分
9. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年6月16日第32号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、配置図及び敷地面積求積図の部分
10. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年7月11日第52号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、付近見取図、公図の写し、1階平面図・土地利用計画図、ピット平面図及び現況図の部分
11. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年7月21日第37号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図及び求積図の部分
12. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年8月26日第78号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画図、給排水計画図及び敷地面積求積図の部分
13. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年9月9日第85号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画図、給排水計画図及び敷地面積求積図の部分
14. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年9月26日第97号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・造成計画図・給排水計画平面図及び実測図の部分
15. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年10月11日第104号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画図及び測量図の部分
16. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年10月14日第105号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、配置図、区割図及び道路求積図の部分
17. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年10月21日第94号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図、給排水計画図及び

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	ひ求積図の部分											
18.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年10月31日第116号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図、敷地求積図及び地積測量図の部分											
19.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月14日第119号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図、給排水計画図及び地積測量図の部分											
20.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月14日第120号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図、排水施設計画平面図及び地積測量図の部分											
21.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月14日第121号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(案内図)、公図の写し、地形図、土地利用・給排水計画図及びひ求積図・面積表の部分											
22.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月14日第122号)のうち、開発行為許可申請書、設計内容書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
23.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月18日第126号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、周辺図、公図の写し、土地利用計画図・排水施設計画平面図・造成計画図及びひ求積表の部分											
24.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月21日第112号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図、排水施設計画平面図・給水測量図及び地積測量図の部分											
25.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年11月28日第127号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図、排水計画平面図、給水計画平面図、求積図及びひ求積表の部分											
26.	開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成17年12月22日第127-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図、排水計画平面図、給水計画平面図、求積図及びひ求積表の部分											
27.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月2日第115号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、配置図、給排水計画平面図及びひ求積図の部分											
28.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月5日第130号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、地形図、土地利用計画図及びひ求積区域全体測量図の部分											
29.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月9日第132号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、現況及び造成計画平面図、排水計画平面図及び三斜求積表の部分											
30.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月12日第136号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・排水施設計画平面図・雨水計画図・造成計画図及び地積測量図の部分											
31.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月14日第118号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、配置図・案内図・面積表、給排水配置図及び敷地求積図の部分											
32.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月15日第137号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用・造成計画図、給・排水計画図及び地積測量図の部分											
33.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月16日第131号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、配置図、給排水計画平面図及び区域図の部分											
34.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月21日第125号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、付近見取図、公図の写し、配置図及びひ求積図の部分											
35.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月21日第129号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び土地利用計画図・配置図・求積表の部分											
36.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月21日第138号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、現況及び造成計画平面図、排水施設計画平面図及び地積測量図の部分											
37.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月21日第140号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図、給水・排水計画図及び配置図・敷地求積図の部分											
38.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月21日第141号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・断面図及び地積測量図の部分											
39.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月26日第142号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、東越谷土地区画整理事業152街区仮換地指定図、造成計画図、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
40.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月26日第144号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及びひ求積区域全体測量図の部分											
41.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月27日第145号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図、給水計画平面図、排水											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	施設計画平面図、座標求積図及び求積表の部分											
	42. 開発行為許可申請書(許可番号平成17年12月27日第146号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
	43. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月4日第148号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図、給排水計画図及び求積図・面積表の部分											
	44. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月5日第143号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、地形図、配置計画図及び三斜求積表の部分											
	45. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月5日第147号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び敷地全体求積図の部分											
	46. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月6日第149号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月6日第149号)のうち、案内図、公図の写し、土地利用計画図・排水計画平面図及び求積図の部分											
	47. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月16日第151号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図及び地積測量図の部分											
	48. 開発許可事項変更届出書(許可番号平成18年1月16日第151号)のうち、開発許可事項変更届出書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図及び地積測量図の部分											
	49. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月17日第153号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
	50. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月18日第154号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月18日第154号)のうち、設計内容書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
	51. 開発許可事項変更届出書(許可番号平成18年1月18日第154号)のうち、開発許可事項変更届出書、設計内容書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
	52. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月18日第155号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画平面図及び確測図の部分											
	53. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月19日第156号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月19日第156号)のうち、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・配置図・求積図及び現況測量図の部分											
	54. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月20日第133号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月20日第133号)のうち、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び3面配置図の部分											
	55. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月20日第134号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・配置図及び地積測量図の部分											
	56. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月20日第139号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月20日第139号)のうち、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び求積図・土地利用計画用・給排水計画図の部分											
	57. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月24日第157号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月24日第157号)のうち、設計内容書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
	58. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月24日第158号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月24日第158号)のうち、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図・C8詳細図・給排水・浸透設備計画図及び求積図・面積表の部分											
	59. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月27日第159号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月27日第159号)のうち、設計内容書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・断面図・構造図及び地積測量図の部分											
	60. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年1月27日第160号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び求積図の部分											
	61. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年5月30日第1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書、土地利用計画図及び求積図の部分											
	62. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月3日第165号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用造成・給水・排水計画図及び土地実測図の部分											
	63. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月6日第161号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、東越谷土地区画整理事業71-1街区仮換地指定図、造成計画平面図・土留め図及び求積図・面積表の部分											
	64. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月6日第163号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図及び地積測量図の部分											
	65. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月7日第162号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月7日第162号)のうち、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・配置図・排水計画図及び敷地測量図の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
66.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月7日第164号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図の部分											
67.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月9日第168号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・建物配置図・排水計画図及び区画割求積図の部分											
68.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月16日第167号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図案内図、公図及び求積図・土地利用・排水施設計画図の部分											
69.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月16日第170号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図の部分											
70.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月17日第171号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、位置図、公図の写し、造成計画平面図、土地利用計画平面図・給排水計画平面図及び求積表の部分											
71.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月21日第150号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、配置図及び実測図の部分											
72.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月21日第152号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・断面図、土地利用計画図・配置図・排水計画図及び土地測量図の部分											
73.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月23日第177号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図、給排水計画図及び敷地求積図の部分											
74.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月27日第174号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、案内図、公図の写し、造成計画図、土地利用計画図及び区割求積図の部分											
75.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月3日第180号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び区割求積図の部分											
76.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月4日第178号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図・給排水施設計画図及び求積図の部分											
77.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月8日第181号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図、区画求積図及び求積図の部分											
78.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月8日第169号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画・排水施設設計平面図及び求積図の部分											
79.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月13日第184号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用・造成計画図・給・排水計画図及び地積測量図の部分											
80.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月16日第186号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・縦横断面図及び二斜求積表の部分											
81.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月17日第187号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・断面図、土地利用計画図・給排水計画平面図及び実測図の部分											
82.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月22日第179号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図及び求積図の部分											
83.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月28日第191号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、土地利用計画図・給排水施設設計平面図、造成計画平面図及び開発区域区域求積図の部分											
84.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月28日第192号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し及び配置図の部分											
85.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月31日第193号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・造成計画平面図及び地積測量図の部分											
86.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月5日第189号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、配置図及び造成計画平面図・断面図の部分											
87.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月5日第196号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月5日第196号)のうち、土地利用・造成計画図・給・排水計画図及び地積測量図の部分											
88.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月10日第194号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月10日第194号)のうち、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
89.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月10日第198号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、造成計画平面図・排水計画図・部分詳細図及び地積測量図の部分											
90.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月12日第2号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	土地利用計画図・排水施設設計図・給水計画図及び区画図の部分											
91.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月17日第1号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、測量図、土地利用計画図、配置図、現況図、他及び排水・平面図・断面図の部分											
92.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月17日第3号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図、給水計画平面図及び求積図の部分											
93.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月17日第4号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図・断面図及び実測図の部分											
94.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月19日第6号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・給排水計画図・断面図・断面図及び地積測量図の部分											
95.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月20日第17号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図、給排水計画図及び区割り求積図の部分											
96.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月21日第182号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び土地利用計画図・配置図・給排水計画図の部分											
97.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月21日第188号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
98.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月25日第23号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)・公図の写し、配置図及び現況測量図の部分											
99.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月26日第22号)のうち、土地利用・造成・給排水計画図及び地形・境界点見取図の部分											
100.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月27日第24号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月27日第24号)のうち、造成計画断面図及び測量図の部分											
101.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月27日第26号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図・断面図及び地積測量図の部分											
102.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第32号)のうち、土地利用・排水計画図及び地積測量図の部分											
103.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第33号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第33号)のうち、土地利用計画図・断面図、給排水計画図、排水計画平面図、求積図及び求積表の部分											
104.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第37号)のうち、土地利用・造成・給排水計画図及び地積測量図の部分											
105.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月1日第35号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、敷地求積図及び土地利用計画図の部分											
106.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月1日第40号)のうち、土地利用計画図及び実測図の部分											
107.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月9日第41号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図・公図の写し、給排水施設設計計画平面図及び求積図・求積表・面積表の部分											
108.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月10日第44号)のうち、土地利用計画図・断面図及び測量図の部分											
109.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月10日第45号)のうち、土地利用計画図・断面図及び三斜求積表の部分											
110.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月11日第20号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分											
111.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月16日第49号)のうち、土地利用計画図・断面図及び全体求積図の部分											
112.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第7号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第7号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び配置図の部分											
113.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第8号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第8号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、配置図及び求積図の部分											
114.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第9号)のうち、開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第9号)のうち、開発行為許可申請書、案内図、公図の写し、土地利用計画図・断面図・建物配置図及び敷地面積求積表の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
115.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第14号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図・断面図・配置図・排水施設設計平面図及び地積測量図の部分		14	開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、造成計画平面図・断面図・配置図・排水施設設計平面図及び地積測量図の部分	非公開部分							
116.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第16号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、施設設計平面図・建物配置図及び敷地面積積算表の部分		16	開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、施設設計平面図・建物配置図及び敷地面積積算表の部分	非公開部分							
117.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月19日第21号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び測量図の部分		21	開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び測量図の部分	非公開部分							
118.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月3日第64号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書、案内図、公図の写し、土地利用・給排水計画平面図、造成計画平面図及び積算・面積表の部分		64	開発行為許可申請書、設計説明書、案内図、公図の写し、土地利用・給排水計画平面図、造成計画平面図及び積算・面積表の部分	非公開部分							
119.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年6月1日第65号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び配置図の部分		65	開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し及び配置図の部分	非公開部分							
120.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年6月9日第66号)のうち、開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)・土地利用計画図・造成計画平面図・給排水計画平面図及び実測図・公図の写しの部分		66	開発行為許可申請書、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)・土地利用計画図・造成計画平面図・給排水計画平面図及び実測図・公図の写しの部分	非公開部分							
121.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年6月21日第54号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分		54	開発行為許可申請書(ただし、裏面を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、開発区域区域図(案内図)、公図の写し、土地利用計画図及び地積測量図の部分	非公開部分							
<p>・申請者(個人)の印影、個人の氏名(公図の写しに記載されたものうち、登記所の登記記録で確認できなかったもの)</p> <p>・法人の登記済印、土地家屋調査士の職印及び行政書士の職印の印影(ただし、登記所で写しの交付又は閲覧の請求をすることができるものを除く)</p> <p>・予定建築物の平面図</p>												
5	18.7.13 平成18年1月1日から平成18年6月30日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定申請書のうち、道路位置指定申請書、公図の写し、付近見取図、計画平面図、求積図等	その他	1	平成18年1月1日から平成18年6月30日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定申請書のうち、道路位置指定申請書、公図の写し、付近見取図、計画平面図、求積図等	非公開	不存在				市長 (建築住宅課)	18.7.24	
6	18.7.21 1. 氏と氏が道路用地を売却するにあたっての、境界立会日と境界立会をした職員がわかる書類 2. 氏と氏が各々の境界立会書とその図面一式	市内の個人	1	北越谷駅東口線測量丈量図(写し)測量年月昭和54年8月縮尺250分の1(地番、氏と氏と氏各々の境界立会に係る図面一式)	公開		0円	10円		市長 (道路街路課)	18.8.1	

公開請求の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18.8.7	越谷市西大袋土地区画整理事業における(有)朝日工業に関する契約書(ただし、移転交渉開始以降のもの)	市内の個人	2	1. 支出負担行為書(伝票番号0007327-000・平成16年5月21日決裁) 2. 支出負担行為書(伝票番号0003612-000・平成17年4月1日決裁)	部分公開	第7条第2号	法人の代表者の印影、項目別の補償額、工作物の種類(規格欄に記載された工作物の種類を含む)	0円	260円	市長(市街地整備課)	18.8.21	

公開請求の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
8 18.9.15	植竹学園の適合証明(H18.3.3受付)		1	適合証明申請について(平成18年3月3日第64号受付) ・開発行為又は建築等に関する証明交付申請書 ・幼稚園施設の増築について(回答)(学事第1216号 平成17年12月26日) ・幼稚園設置認可書(指令文第1088号 昭和45年12月23日) ・開発行為等に係る要請書(平成17年9月9日付第B-29号) ・埋田書 ・配置図 ・1階平面図 ・2階平面図	第7条 第2号 第4号	・開発行為又は建築等に関する証明交付申請書、開発行為等に係る要請書(平成17年9月9日付第B-29号)及び理由書のうち、申請者(法人)の登記簿印の印影 ・1階平面図及び2階平面図	200円	70円	市長 (開発指導課)	18.9.28		
9 18.9.21	官民境界査定申請書の査定図(平成2年1月No.893)	その他								市長 (建設総務課)		H18.9.29 取下げ
10 18.9.29	越谷駅西口土地区画整理事業内・外の換地図(全体図及び換地図)及び位置図	その他	3	1.越谷都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業位置図換地図のうち、換地図の部分 2.越谷都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業(区画整理地区外含む)旧新・新旧地番対照表のうち、旧・新地番図の部分 3.越谷都市計画事業越谷駅西口土地区画整理事業計画画書(変更)のうち、位置図(ただし、裏面を除く)の部分	公開		600円	200円	市長 (市街地整備課)	18.10.13		

公開請求の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
11 18.10.2	平成17年度開発行為等事前協議書D-93(ただし、重複図面を除く)	市内の個人	1	開発行為等事前協議書(平成18年1月13日受付番号D-93号) ・開発行為等事前協議書 ・委任状 ・全部事項証明書(土地) ・案内図 ・公図の写し ・1階平面図・配置図 ・2階平面図 ・3～6階平面図 ・7階平面図 ・8階平面図 ・立面図 ・集会室・ゴミ集積所・防火水槽 ・現況求積図 ・開発行為等計画届 ・開発行為等事前協議について(協議依頼)(ただし、添付図面を除く)	部分公開	第7条第4号	・1階平面図・配置図のうち、1階の平面図 ・2階平面図 ・3～6階平面図 ・7階平面図 ・8階平面図 ・立面図 ・集会室・ゴミ集積所・防火水槽のうち、1階集会室の平面図	0円	220円	市長(開発指導課)	18.10.16	
12 18.10.10	平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性が ある学校について(特殊学級) ・平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性が ある学校について(通常の学級) ・補助員配置起案の起案の部分	市内の個人	3	1.平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(特殊学級補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(伺い)(平成18年3月20日決裁)のうち、起案の部分 2.越谷市教育委員会臨時職員(特殊学級補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(伺い)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案の部分 3.越谷市教育委員会臨時職員(特殊学級補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(伺い)(平成18年8月16日決裁)のうち、起案の部分 (上記1～3は、補助員配置起案の起案の部分)	公開			0円	30円	教育委員会(学校課)	18.10.24	
			7		部分公開	第7条第1号		0円	70円			

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
1. 平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性がある学校について(特殊学級) 2. 平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性がある学校について(通常の学級) 3. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月20日決裁)のうち、起案の部分 4. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月22日決裁)のうち、起案の部分 5. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年6月5日決裁)のうち、起案の部分 6. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案の部分 7. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案の部分 (上記3~7は、補助員配置起案の部分)	1. 平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性がある学校について(特殊学級) 2. 平成18年度補助員の配置の申請が提出される可能性がある学校について(通常の学級) 3. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月20日決裁)のうち、起案の部分 4. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月22日決裁)のうち、起案の部分 5. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年6月5日決裁)のうち、起案の部分 6. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案の部分 7. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案の部分 (上記3~7は、補助員配置起案の部分)	1. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月20日決裁)のうち、起案に記録された障害名 2. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月22日決裁)のうち、起案に記録された障害名 3. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年6月5日決裁)のうち、起案に記録された障害名 4. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 5. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 6. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 7. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名	1. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月20日決裁)のうち、起案に記録された障害名 2. 平成18年度越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の臨時採用及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年3月22日決裁)のうち、起案に記録された障害名 3. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年6月5日決裁)のうち、起案に記録された障害名 4. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 5. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 6. 越谷市教育委員会臨時職員(中学校補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名 7. 越谷市教育委員会臨時職員(児補助員)の任用期間の更新及び人事異動通知書の交付について(何れ)(平成18年8月9日決裁)のうち、起案に記録された障害名	0円	1,420円	市長 (開発指導課)	18.11.13				
13	平成17年度開発行為等事前協議書D-93の事後手続である公共施設整備等協定書、開発行為許可申請書(ただし、法人の会社概要、事業報告書、残高証明書、納税証明書、工事経歴書、技術者経歴書及び営業用機械器具を除く)、工事着手届出書及び公告前建築承認申請書	市内の個人	4		第7条 第1号 第2号 第4号 部分公開						
1. 公共施設整備等協定書(平成18年2月23日No.17-269) ・公共施設整備等協定書 ・開発行為等に係る要請書 ・公図の写し ・地積測量図 ・案内図 ・1階平面図・配置図 ・2階平面図 ・3~6階平面図 ・7階平面図 ・8階平面図	1. 公共施設整備等協定書(平成18年2月23日No.17-269)のうち、1階平面図・配置図の1階平面図、2階平面図、3~6階平面図、7階平面図、立面図、歩道及び側溝整備備図の1階平面図、開発行為に係る要請書による各課協議の概要の1階集会室及び1階平面図、標識設置写真の1階平面図、近隣説明等報告書の1階平面図・2階平面図・3~6階平面図・7階平面図・8階平面図・立面図 1. 公共施設整備等協定書(平成18年2月23日No.17-269)のうち、近隣説明等報告書の住民の意見欄のから、事業主の所見欄に記録された住民に対する説明経過 2. 開発行為許可申請について(平成18年2月28日受付第183号)ただし、法人の会社概要、事業報告書、残高証明書、納税証明書、工事経歴書、技術者経歴書及び営業用機械器具の部分を除く)のうち、せんげん台マンション計画資金計画書の2.原価予算項目欄の金額(ただし、水道加入金を除く) 2. 開発行為許可申請について(平成18年2月28日受付第183号)ただし、法人の会社概要、事業報告										

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	<p>・立面図</p> <p>・歩道及び側溝整備図</p> <p>・開発行為に係る要請書による各課協議の概要</p> <p>・標識設置写真</p> <p>・近隣説明等報告書</p> <p>2. 開発行為許可申請について(平成18年2月28日受付第183号)(ただし、法人の会社概要、事業報告書、残高証明書、納税証明書、工事経歴書、技術者経歴書及び営業用機械器具の部分を除く)</p> <p>・開発行為許可申請について</p> <p>・開発行為許可通知書</p> <p>・開発行為許可申請書</p> <p>・委任状</p> <p>・公共施設の管理に関する協議書</p> <p>・設計説明書(設計内容書)</p> <p>・全部事項証明書(土地)</p> <p>・全部事項証明書(建物)</p> <p>・せんげん台マニション計画資金計画書</p> <p>・申請地現況写真(1、2、3)</p> <p>・案内図</p> <p>・公図の写し</p> <p>・現況平面図(測量図)</p> <p>・地積測量図</p> <p>・1階平面図・配置図</p> <p>・2階平面図</p> <p>・3～6階平面図</p> <p>・7階平面図</p> <p>・8階平面図</p> <p>・立面図</p> <p>・集会室・ゴミ集積所・防火水槽</p> <p>・歩道及び側溝整備図</p> <p>・給水・ガス設備1階平面図</p> <p>・屋外排水(汚水)平面図</p> <p>・屋外排水(雨水)平面図</p> <p>・公共施設整備等協定書</p> <p>・開発行為等に係る要請書</p> <p>・開発行為等事前協議済証</p> <p>・開発行為に係る要請書による各課協議の概要</p> <p>3. 工事着手届出書(平成18年3月10日)</p> <p>・工事着手届出書</p> <p>・開発行為許可通知書</p> <p>・開発行為等事前協議済証</p> <p>・公共施設整備等協定書</p> <p>・開発行為等に係る要請書</p> <p>・案内図</p> <p>・公図の写し</p> <p>・現況平面図(測量図)</p> <p>・地積測量図</p>											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考	
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
	<ul style="list-style-type: none"> ・1階平面図・配置図 ・2階平面図 ・3～6階平面図 ・7階平面図 ・8階平面図 ・立面図 ・集会室・ゴミ集積所・防火水槽 ・歩道及び側溝整備図 ・給水・ガス設備1階平面図 ・屋外排水(汚水)平面図 ・屋外排水(雨水)平面図 												
	<ul style="list-style-type: none"> 4. 公的前建築承認申請について(平成18年3月17日決裁整理番号第30号) ・公的前建築承認申請について ・公的前建築等承認申請書 ・開発行為許可通知書 ・開発行為等事前協議済証 ・公共施設整備等協定書 ・開発行為等に係る要請書 ・案内図 ・公図の写し ・現況平面図(測量図) ・地積測量図 ・1階平面図・配置図 ・2階平面図 ・3～6階平面図 ・7階平面図 ・8階平面図 ・立面図 ・集会室・ゴミ集積所・防火水槽 ・歩道及び側溝整備図 ・給水・ガス設備1階平面図 ・屋外排水(汚水)平面図 ・屋外排水(雨水)平面図 												
14	18.10.30	平成17年度開発行為等事前協議書D-93の事後手続である建築確認及び建築計画概要書	市内の個人	1	建築計画概要書(平成18年4月21日第UHEC建確17681号) 平成17年度開発行為等事前協議書D-93の事後手続である建築確認	部分公開	第7条第2号	不存在	0円	90円	市長 (建築住宅課)	18.11.6	

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18.11.17	平成18年7月1日から平成18年9月30日まで工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づき開発行為許可(変更)申請書のうち、開発行為許可(変更)申請書のうち、開発行為許可(変更)申請書の裏面、設計説明書の裏面及び開発行為許可(変更)申請書の申請者欄の印影を除く)	その他	20		公開			4,000円	1,140円			
			5		部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号		1,000円	430円		18.12.1	

1. 開発行為許可申請書(許可番号平成13年5月22日第49号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画面積求積図、給水計画図及び排水計画図の部分
2. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年3月13日第49-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)の部分
3. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年7月7日第49-2号)のうち、開発許可事項変更許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、求積図、求積表、排水計画平面図及び給水計画平面図の部分
4. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年8月4日第28-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)の部分
5. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月21日第12号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、測量図、求積図及び排水計画図の部分
6. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月27日第28号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画面積図及び給水計画図の部分
7. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第30号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、区割り求積図及び給水計画図の部分
8. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月28日第31号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、敷地求積図及び屋外給排水設備図の部分
9. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月11日第36号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、求積図及び土地利用計画図、給水・排水計画平面図、造成計画断面図・平面図の部分
10. 開発許可事項変更許可申請書(変更許可番号平成18年6月29日第36-1号)のうち、開発許可事項変更許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)及び土地利用計画図(ただし、変更前を除く)の部分
11. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月9日第42号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、地積測量図及び宅地造成計画の部分
12. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月10日第43号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、案内図、公図の写し、区割り求積図及び土地利用計画図の部分
13. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月12日第48号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画面積図の部分
14. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月16日第52号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、案内図、公図の写し、用途地域求積図及び土地利用・給水・排水計画図の部分
15. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月17日第56号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、地積測量図及び造成計画平面図・排水施設計画平面図・土地利用計画図の部分
16. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月17日第62号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)、案内図、公図の写し、地積測量図及び造成計画平面図・排水施設計画平面図・土地利用計画図の部分
17. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年6月27日第71号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、案内図、公図の写し、区画面積図(1)、区画求積図(2)及び雨水排水計画図の部分

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
18.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年7月4日第72号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画測量図及び区画図の部分										
19.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年7月18日第74号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計内容書、案内図、仮換地証明書、七左第一土地区画整理事業68街区仮換地指定図及び配置図の部分										
20.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年9月8日第91号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画測量図及び土地利用計画図の部分										
1.	開発行為許可申請書(許可番号平成17年5月24日第23号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、求積図、排水計画図及び給水計画図の部分										
2.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年2月22日第173号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、区画測量図、給水施設計画図及び排水施設計画図の部分										
3.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年3月22日第175号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、地形図、実測図及び土地利用計画図、造成計画図、給排水計画図の部分										
4.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月20日第13号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、開発区域求積図及び給・排水図計画図の部分										
5.	開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月20日第17号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、裏面を除く)、案内図、公図の写し、区割り求積図及び給排水計画図の部分										
19	18.11.17 平成18年7月1日から平成18年9月30日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、道路位置図	その他	2	1.道路位置指定申請書(指定番号平成18年8月2日第1号)のうち、道路位置図(指定)の部分 2.道路廃止申請書(廃止番号平成18年8月22日第2号)のうち、道路位置図(廃止)の部分	部分公開	申請者(個人)の実印の印影 申請者(法人)の登記簿印及び土地家屋調査士の職印の印影	第7条第1号 第2号	400円	50円	市長 (建築住宅課)	18.12.1
20	18.11.20 平成18年9月1日から平成18年10月31日までに確認された建築計画概要書(民間を含む)の第二面及び第三面(ただし、印影を除く)	その他	295		公開			59,000円	8,420円	市長 (建築住宅課)	18.12.4
1.	建築計画概要書(平成18年9月5日第75号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
2.	建築計画概要書(平成18年10月10日第78号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
3.	建築計画概要書(平成18年9月11日第84号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
4.	建築計画概要書(平成18年9月1日第85号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
5.	建築計画概要書(平成18年9月1日第86号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
6.	建築計画概要書(平成18年10月2日第88号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
7.	建築計画概要書(平成18年9月19日第89号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
8.	建築計画概要書(平成18年9月12日第90号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
9.	建築計画概要書(平成18年9月25日第91号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
10.	建築計画概要書(平成18年9月26日第92号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										
11.	建築計画概要書(平成18年9月28日第93号)のうち、第二面及び第三面部分(ただし、印影を除く)										

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
12. 建築計画概要書	(平成18年10月2日第94号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
13. 建築計画概要書	(平成18年10月30日第95号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
14. 建築計画概要書	(平成18年9月26日第96号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
15. 建築計画概要書	(平成18年10月12日第97号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
16. 建築計画概要書	(平成18年9月20日第98号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
17. 建築計画概要書	(平成18年10月23日第99号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
18. 建築計画概要書	(平成18年9月26日第100号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
19. 建築計画概要書	(平成18年9月26日第101号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
20. 建築計画概要書	(平成18年10月3日第102号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
21. 建築計画概要書	(平成18年10月6日第103号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
22. 建築計画概要書	(平成18年9月26日第104号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
23. 建築計画概要書	(平成18年10月3日第106号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
24. 建築計画概要書	(平成18年10月27日第107号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
25. 建築計画概要書	(平成18年10月17日第108号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
26. 建築計画概要書	(平成18年10月23日第109号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
27. 建築計画概要書	(平成18年9月28日第110号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
28. 建築計画概要書	(平成18年9月28日第111号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
29. 建築計画概要書	(平成18年10月5日第112号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
30. 建築計画概要書	(平成18年10月10日第113号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
31. 建築計画概要書	(平成18年10月20日第114号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
32. 建築計画概要書	(平成18年10月6日第115号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
33. 建築計画概要書	(平成18年10月12日第116号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
34. 建築計画概要書	(平成18年10月12日第117号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
35. 建築計画概要書	(平成18年10月6日第118号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
36. 建築計画概要書	(平成18年10月30日第119号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
37. 建築計画概要書	(平成18年10月16日第121号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
38. 建築計画概要書	(平成18年10月23日第122号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
39. 建築計画概要書	(平成18年10月24日第124号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
40. 建築計画概要書	(平成18年10月23日第128号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
41. 建築計画概要書	(平成18年10月26日第129号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
42. 建築計画概要書	(平成18年10月30日第132号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
43. 建築計画概要書	(平成18年10月30日第133号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
44. 建築計画概要書	(平成18年9月4日第46051309号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
45. 建築計画概要書	(平成18年9月8日第46071965号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
46. 建築計画概要書	(平成18年9月4日第06UDI2S01115号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
47. 建築計画概要書	(平成18年9月4日第06UDI2S00943号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
48. 建築計画概要書	(平成18年9月4日第06UDI2S01087号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
49. 建築計画概要書	(平成18年9月8日第06UDI2S01149号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
50. 建築計画概要書	(平成18年9月1日第東日本-06-04-1601号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
51. 建築計画概要書	(平成18年9月4日第46071899号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
52. 建築計画概要書	(平成18年9月6日第46071922号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
53. 建築計画概要書	(平成18年9月11日第46071872号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
54. 建築計画概要書	(平成18年9月5日第46071913号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
55. 建築計画概要書	(平成18年9月8日第46071966号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
56. 建築計画概要書	(平成18年9月11日第46071982号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
57. 建築計画概要書	(平成18年9月11日第46071983号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、	印刷を除く)								
58. 建築計画概要書	(平成18年9月11日第46071984号)のうち、		第二面及び第三面の部分									

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
59.	建築計画概要書(平成18年9月11日第46071985号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
60.	建築計画概要書(平成18年9月11日第46071986号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
61.	建築計画概要書(平成18年9月11日第06UD11S01328号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
62.	建築計画概要書(平成18年9月5日第06UD12S20692号)のうち、第二面及び第三面の部分											
63.	建築計画概要書(平成18年9月13日第ER106028160号)のうち、第二面及び第三面の部分											
64.	建築計画概要書(平成18年9月1日第46071894号)のうち、第二面及び第三面の部分											
65.	建築計画概要書(平成18年9月6日第46071925号)のうち、第二面及び第三面の部分											
66.	建築計画概要書(平成18年9月11日第46071987号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
67.	建築計画概要書(平成18年9月1日第46071893号)のうち、第二面及び第三面の部分											
68.	建築計画概要書(平成18年9月4日第46011927号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
69.	建築計画概要書(平成18年9月5日第46071907号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
70.	建築計画概要書(平成18年9月1日H18確認建築埼玉機構第00936号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
71.	建築計画概要書(平成18年9月5日第06UD12S30111号)のうち、第二面及び第三面の部分											
72.	建築計画概要書(平成18年9月8日第H18SHC16611号)のうち、第二面及び第三面の部分											
73.	建築計画概要書(平成18年9月8日第H18SHC16612号)のうち、第二面及び第三面の部分											
74.	建築計画概要書(平成18年9月8日第H18SHC16614号)のうち、第二面及び第三面の部分											
75.	建築計画概要書(平成18年9月8日第H18SHC16615号)のうち、第二面及び第三面の部分											
76.	建築計画概要書(平成18年9月4日HPA-05-02318-2号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
77.	建築計画概要書(平成18年9月8日第46071961号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
78.	建築計画概要書(平成18年9月8日第46071962号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
79.	建築計画概要書(平成18年9月8日第46071963号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
80.	建築計画概要書(平成18年9月11日第46071970号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
81.	建築計画概要書(平成18年9月11日第46071971号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
82.	建築計画概要書(平成18年9月7日第46071938号)のうち、第二面及び第三面の部分											
83.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46072006号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
84.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072026号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
85.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072032号)のうち、第二面及び第三面の部分											
86.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072033号)のうち、第二面及び第三面の部分											
87.	建築計画概要書(平成18年9月19日第46072057号)のうち、第二面及び第三面の部分											
88.	建築計画概要書(平成18年9月12日第BVJ-M06-11-0191号)のうち、第二面及び第三面の部分											
89.	建築計画概要書(平成18年9月11日BNV確済06T-2124号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
90.	建築計画概要書(平成18年9月20日BNV確済06T-2283号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
91.	建築計画概要書(平成18年9月11日第06UD12S01145号)のうち、第二面及び第三面の部分											
92.	建築計画概要書(平成18年9月1日第06UD12S01047号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
93.	建築計画概要書(平成18年9月8日第06UD13C00021号)のうち、第二面及び第三面の部分											
94.	建築計画概要書(平成18年9月12日第06UD12S01148号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
95.	建築計画概要書(平成18年9月21日第BVJ-T06-11-0863号)のうち、第二面及び第三面の部分											
96.	建築計画概要書(平成18年9月4日第46071716号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
97.	建築計画概要書(平成18年9月4日第46071896号)のうち、第二面及び第三面の部分											
98.	建築計画概要書(平成18年9月5日第46071905号)のうち、第二面及び第三面の部分											
99.	建築計画概要書(平成18年9月8日第46071964号)のうち、第二面及び第三面の部分											
100.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46012059号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
101.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46072003号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
102.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46072004号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
103.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072021号)のうち、第二面及び第三面の部分											
104.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072029号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
105.	建築計画概要書(平成18年9月19日第46072071号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
106.	建築計画概要書(平成18年9月15日第06UD13T01576号)のうち、第二面及び第三面の部分											
107.	建築計画概要書(平成18年9月15日第06UD13T01577号)のうち、第二面及び第三面の部分											
108.	建築計画概要書(平成18年9月15日第06UD13T01578号)のうち、第二面及び第三面の部分											
109.	建築計画概要書(平成18年9月7日第06UD12S01116号)のうち、第二面及び第三面の部分											
110.	建築計画概要書(平成18年9月7日第06UD12S01117号)のうち、第二面及び第三面の部分											
111.	建築計画概要書(平成18年9月15日第06UD12S01193号)のうち、第二面及び第三面の部分											
112.	建築計画概要書(平成18年9月1日第BVJ-T06-10-2742号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
113.	建築計画概要書(平成18年9月8日第46071988号)のうち、第二面及び第三面の部分											
114.	建築計画概要書(平成18年9月12日第46071994号)のうち、第二面及び第三面の部分											
115.	建築計画概要書(平成18年9月15日第46072040号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
116.	建築計画概要書(平成18年9月19日第46012104号)のうち、第二面及び第三面の部分											
117.	建築計画概要書(平成18年9月20日第46072073号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
118.	建築計画概要書(平成18年9月12日第46071995号)のうち、第二面及び第三面の部分											
119.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46012058号)のうち、第二面及び第三面の部分											
120.	建築計画概要書(平成18年9月13日第46072005号)のうち、第二面及び第三面の部分											
121.	建築計画概要書(平成18年9月14日第46072023号)のうち、第二面及び第三面の部分											
122.	建築計画概要書(平成18年9月15日第46072041号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
123.	建築計画概要書(平成18年9月19日第46072070号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
124.	建築計画概要書(平成18年9月20日第46072078号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
125.	建築計画概要書(平成18年9月20日第46072079号)のうち、第二面及び第三面の部分											
126.	建築計画概要書(平成18年9月14日第06UD12S01187号)のうち、第二面及び第三面の部分											
127.	建築計画概要書(平成18年9月22日H18確認建築構第01032号)のうち、第二面及び第三面の部分											
128.	建築計画概要書(平成18年9月22日第BVJ-M06-11-0526号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
129.	建築計画概要書(平成18年9月25日第BVJ-T06-11-0551号)のうち、第二面及び第三面の部分											
130.	建築計画概要書(平成18年9月15日第46072055号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
131.	建築計画概要書(平成18年9月15日第46072056号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
132.	建築計画概要書(平成18年9月20日第46081030号)のうち、第二面及び第三面の部分											
133.	建築計画概要書(平成18年9月21日第46012162号)のうち、第二面及び第三面の部分											
134.	建築計画概要書(平成18年9月21日第46072088号)のうち、第二面及び第三面の部分											
135.	建築計画概要書(平成18年9月21日第46072089号)のうち、第二面及び第三面の部分											
136.	建築計画概要書(平成18年9月22日第46072125号)のうち、第二面及び第三面の部分											
137.	建築計画概要書(平成18年9月25日第46072139号)のうち、第二面及び第三面の部分											
138.	建築計画概要書(平成18年9月27日第46051485号)のうち、第二面及び第三面の部分											
139.	建築計画概要書(平成18年9月27日第46072174号)のうち、第二面及び第三面の部分											
140.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072184号)のうち、第二面及び第三面の部分											
141.	建築計画概要書(平成18年9月21日第H18SHC17035号)のうち、第二面及び第三面の部分											
142.	建築計画概要書(平成18年9月22日第BVJ-M06-10-1090号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
143.	建築計画概要書(平成18年9月26日第実日本-06-04-1612号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
144.	建築計画概要書(平成18年9月25日第06UD12S01246号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
145.	建築計画概要書(平成18年9月25日第06UD12S01226号)のうち、第二面及び第三面の部分											
146.	建築計画概要書(平成18年9月28日H18確認建築構第01052号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
147.	建築計画概要書(平成18年9月27日H18確認建築構第01047号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
148.	建築計画概要書(平成18年9月20日第46072077号)のうち、第二面及び第三面の部分											
149.	建築計画概要書(平成18年9月22日第46051451号)のうち、第二面及び第三面の部分											
150.	建築計画概要書(平成18年9月22日第46072121号)のうち、第二面及び第三面の部分											
151.	建築計画概要書(平成18年9月25日第46051469号)のうち、第二面及び第三面の部分											
152.	建築計画概要書(平成18年9月25日第46072147号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
153.	建築計画概要書(平成18年9月26日第46072159号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
154.	建築計画概要書(平成18年9月27日第46072172号)のうち、第二面及び第三面の部分											
155.	建築計画概要書(平成18年9月27日第46072173号)のうち、第二面及び第三面の部分											
156.	建築計画概要書(平成18年9月26日第06UD12S01168号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
157.	建築計画概要書(平成18年10月3日第06UD12S01174号)のうち、第二面及び第三面の部分											
158.	建築計画概要書(平成18年10月10日第06UD12S01313号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
159.	建築計画概要書(平成18年10月10日第06UD12S01314号)のうち、第二面及び第三面の部分											
160.	建築計画概要書(平成18年10月13日第06UD12S21246号)のうち、第二面及び第三面の部分											
161.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD11S01728号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
162.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD11S01729号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
163.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD11S01730号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
164.	建築計画概要書(平成18年10月13日第ER106031739号)のうち、第二面及び第三面の部分											
165.	建築計画概要書(平成18年10月4日第策日本-06-04-1497-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
166.	建築計画概要書(平成18年10月12日第46072336号)のうち、第二面及び第三面の部分											
167.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072183号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
168.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072191号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
169.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46072204号)のうち、第二面及び第三面の部分											
170.	建築計画概要書(平成18年10月4日第46072272号)のうち、第二面及び第三面の部分											
171.	建築計画概要書(平成18年10月5日第46012312号)のうち、第二面及び第三面の部分											
172.	建築計画概要書(平成18年10月5日第46072296号)のうち、第二面及び第三面の部分											
173.	建築計画概要書(平成18年10月11日第46051604号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
174.	建築計画概要書(平成18年10月13日第46072362号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
175.	建築計画概要書(平成18年10月5日第策日本-06-04-1908号)のうち、第二面及び第三面の部分											
176.	建築計画概要書(平成18年10月12日第06UD12S01346号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
177.	建築計画概要書(平成18年10月3日第06UD12T20764号)のうち、第二面及び第三面の部分											
178.	建築計画概要書(平成18年10月7日第06UD12S01292号)のうち、第二面及び第三面の部分											
179.	建築計画概要書(平成18年10月10日第H18A-JC1.a00332-01号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
180.	建築計画概要書(平成18年10月13日第H18A-JC1.a00332-01号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
181.	建築計画概要書(平成18年10月5日第H18SHC17474号)のうち、第二面及び第三面の部分											
182.	建築計画概要書(平成18年10月11日第策日本-06-04-1944号)のうち、第二面及び第三面の部分											
183.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072189号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
184.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46072208号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
185.	建築計画概要書(平成18年10月4日第46051561号)のうち、第二面及び第三面の部分											
186.	建築計画概要書(平成18年10月6日第46051578号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
187.	建築計画概要書(平成18年9月25日第46072144号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
188.	建築計画概要書(平成18年10月26日第46081105号)のうち、第二面及び第三面の部分											
189.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072185号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
190.	建築計画概要書(平成18年9月28日第46072186号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
191.	建築計画概要書(平成18年10月3日第46072242号)のうち、第二面及び第三面の部分											
192.	建築計画概要書(平成18年10月6日第46051588号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
193.	建築計画概要書(平成18年10月10日第46072316号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
194.	建築計画概要書(平成18年10月18日第46072408号)のうち、第二面及び第三面の部分											
195.	建築計画概要書(平成18年10月5日第06UD12S01300号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
196.	建築計画概要書(平成18年10月12日H18確認建築構第01102号)のうち、第二面及び第三面の部分											
197.	建築計画概要書(平成18年10月2日第06UD12S01286号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
198.	建築計画概要書(平成18年10月13日第06UD12S01337号)のうち、第二面及び第三面の部分											
199.	建築計画概要書(平成18年10月16日第06UD12S01311号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
200.	建築計画概要書(平成18年10月19日第H17UD1大宮03271-2号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
201.	建築計画概要書(平成18年10月19日第06UD12S01402号)のうち、第二面及び第三面の部分											
202.	建築計画概要書(平成18年10月2日第46072239号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
203.	建築計画概要書(平成18年10月10日第46081168号)のうち、第二面及び第三面の部分											
204.	建築計画概要書(平成18年10月11日第46072332号)のうち、第二面及び第三面の部分											
205.	建築計画概要書(平成18年10月16日第46072371号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
206.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072446号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
207.	建築計画概要書(平成18年9月25日第46072141号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
208.	建築計画概要書(平成18年10月10日第46012370号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
209.	建築計画概要書(平成18年10月12日第46072335号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
210.	建築計画概要書(平成18年10月16日第46051648号)のうち、第二面及び第三面の部分											
211.	建築計画概要書(平成18年10月16日第46072373号)のうち、第二面及び第三面の部分											
212.	建築計画概要書(平成18年10月17日第46072391号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
213.	建築計画概要書(平成18年10月10日第ER106030758号)のうち、第二面及び第三面の部分											
214.	建築計画概要書(平成18年10月10日H18確認建築埼玉機構第01090号)のうち、第二面及び第三面の部分											
215.	建築計画概要書(平成18年10月19日BNV確認06T-2615号)のうち、第二面及び第三面の部分											
216.	建築計画概要書(平成18年10月16日第06UD12S01353号)のうち、第二面及び第三面の部分											
217.	建築計画概要書(平成18年10月17日第H17UD1越谷01625-2号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
218.	建築計画概要書(平成18年9月25日第ER106029488号)のうち、第二面及び第三面の部分											
219.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46072198号)のうち、第二面及び第三面の部分											
220.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46072201号)のうち、第二面及び第三面の部分											
221.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46072202号)のうち、第二面及び第三面の部分											
222.	建築計画概要書(平成18年10月2日第46072241号)のうち、第二面及び第三面の部分											
223.	建築計画概要書(平成18年10月5日第46072290号)のうち、第二面及び第三面の部分											
224.	建築計画概要書(平成18年10月5日第46072299号)のうち、第二面及び第三面の部分											
225.	建築計画概要書(平成18年10月16日第46072382号)のうち、第二面及び第三面の部分											
226.	建築計画概要書(平成18年10月19日第46072420号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
227.	建築計画概要書(平成18年10月4日第46072270号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
228.	建築計画概要書(平成18年10月16日第46072381号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
229.	建築計画概要書(平成18年10月19日第46072423号)のうち、第二面及び第三面の部分											
230.	建築計画概要書(平成18年10月19日第46072435号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
231.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072463号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
232.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072464号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
233.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072465号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
234.	建築計画概要書(平成18年10月23日第東日本-06-04-2028号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
235.	建築計画概要書(平成18年10月5日第06UD12S01301号)のうち、第二面及び第三面の部分											
236.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD12S01363号)のうち、第二面及び第三面の部分											
237.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD12S01378号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
238.	建築計画概要書(平成18年10月17日第06UD12S01386号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
239.	建築計画概要書(平成18年10月17日H18確認建築埼玉機構第01119号)のうち、第二面及び第三面の部分											
240.	建築計画概要書(平成18年10月18日第東日本-06-04-2031号)のうち、第二面及び第三面の部分											
241.	建築計画概要書(平成18年10月3日第46072247号)のうち、第二面及び第三面の部分											
242.	建築計画概要書(平成18年10月5日第46072302号)のうち、第二面及び第三面の部分											
243.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072451号)のうち、第二面及び第三面の部分											
244.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072452号)のうち、第二面及び第三面の部分											
245.	建築計画概要書(平成18年10月23日第46072469号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
246.	建築計画概要書(平成18年10月24日第46072476号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
247.	建築計画概要書(平成18年9月29日第46051496号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
248.	建築計画概要書(平成18年10月4日第46072271号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
249.	建築計画概要書(平成18年10月4日第46072274号)のうち、第二面及び第三面の部分											
250.	建築計画概要書(平成18年10月6日第BJ-C06-10-1214号)のうち、第二面及び第三面の部分											
251.	建築計画概要書(平成18年10月12日第BJ-M06-10-1145号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
252.	建築計画概要書(平成18年10月6日BNV確済06T-2419号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
253.	建築計画概要書(平成18年10月6日第06UD12S30571号)のうち、第二面及び第三面の部分											
254.	建築計画概要書(平成18年10月10日第06UD11S01590号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
255.	建築計画概要書(平成18年10月10日第06UD12S01306号)のうち、第二面及び第三面の部分											
256.	建築計画概要書(平成18年10月16日第06UD12S01358号)のうち、第二面及び第三面の部分											
257.	建築計画概要書(平成18年10月24日第06UD12S01404号)のうち、第二面及び第三面の部分											
258.	建築計画概要書(平成18年10月26日第06UD12S01435号)のうち、第二面及び第三面の部分											
259.	建築計画概要書(平成18年10月27日第UD12S01442号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
260.	建築計画概要書(平成18年10月27日第ER106026454号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
261.	建築計画概要書(平成18年10月30日第ER106033751号)のうち、第二面及び第三面の部分											
262.	建築計画概要書(平成18年10月17日第46081237号)のうち、第二面及び第三面の部分											
263.	建築計画概要書(平成18年10月24日第46072480号)のうち、第二面及び第三面の部分											
264.	建築計画概要書(平成18年10月24日第46072486号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
265.	建築計画概要書(平成18年10月25日第46072493号)のうち、第二面及び第三面の部分											
266.	建築計画概要書(平成18年10月26日第46072511号)のうち、第二面及び第三面の部分											
267.	建築計画概要書(平成18年10月20日第46072447号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
268.	建築計画概要書(平成18年10月26日第46072512号)のうち、第二面及び第三面の部分											
269.	建築計画概要書(平成18年10月27日第46072522号)のうち、第二面及び第三面の部分											
270.	建築計画概要書(平成18年10月31日H18確認建築埼玉機構第01182号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
271.	建築計画概要書(平成18年10月24日第06UD12S01403号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
272.	建築計画概要書(平成18年10月27日第06UD11C02754号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
273.	建築計画概要書(平成18年10月30日第06UD12S01451号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
274.	建築計画概要書(平成18年10月31日第06UD12S01464号)のうち、第二面及び第三面の部分											
275.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01391号)のうち、第二面及び第三面の部分											
276.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01392号)のうち、第二面及び第三面の部分											
277.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01393号)のうち、第二面及び第三面の部分											
278.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01394号)のうち、第二面及び第三面の部分											
279.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01395号)のうち、第二面及び第三面の部分											
280.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01396号)のうち、第二面及び第三面の部分											
281.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01397号)のうち、第二面及び第三面の部分											
282.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01398号)のうち、第二面及び第三面の部分											
283.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01399号)のうち、第二面及び第三面の部分											
284.	建築計画概要書(平成18年10月23日第06UD12S01400号)のうち、第二面及び第三面の部分											
285.	建築計画概要書(平成18年10月26日第BJ-T06-11-2224号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
286.	建築計画概要書(平成18年10月30日第BJ-M06-10-1217号)のうち、第二面及び第三面の部分											
287.	建築計画概要書(平成18年10月25日第ER106030922号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
288.	建築計画概要書(平成18年10月24日H18確認建築埼玉機構第01151号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
289.	建築計画概要書(平成18年10月30日第46072556号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
290.	建築計画概要書(平成18年10月26日第46072507号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
291.	建築計画概要書(平成18年10月30日第46072557号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
292.	建築計画概要書(平成18年10月26日HPA-06-02058-2)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
293.	建築計画概要書(平成18年10月27日第46072519号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
294. 建築計画概要書(平成18年10月26日第46072510号)のうち、第二面及び第三面の部分 295. 建築計画概要書(平成18年10月30日第BVJ-C06-10-1351号)のうち、第二面及び第三面の部分											
21	平成18年度越谷市立小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 平成19年度越谷市立小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 平成18年度特殊学級等在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校) 平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校) 平成18年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校)	市内の個人	5	1.平成18年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 2.平成19年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 3.平成18年度特殊学級等在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成18年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 4.平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 5.平成18年度当初予算算出根拠(ただし、1.病休代替賃金及び2.欠員補充賃金の部分を除く)	第7条 第1号 部分公開	0円	120円	教育委員会 (学校課)	18.12.4		
1.平成18年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 2.平成19年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 3.平成18年度特殊学級等在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成18年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 4.平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 5.平成18年度当初予算算出根拠(ただし、1.病休代替賃金及び2.欠員補充賃金の部分を除く)	市内の個人										
1.平成18年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 2.平成19年度越谷市内小中学校通常の学級に在籍する児童生徒について 3.平成18年度特殊学級等在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成18年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 4.平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(小学校)及び平成19年度特殊学級在籍予定児童の状況と補助教員の優先順位について(中学校) 5.平成18年度当初予算算出根拠(ただし、1.病休代替賃金及び2.欠員補充賃金の部分を除く)	市内の個人										

公開請求の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
22 18.12.7	1.平成19年度当初予算出根拠のうち、児童補助員賃金 2.平成19年度当初予算出根拠のうち、特殊学級補助員賃金 3.平成19年度当初予算出根拠のうち、中学校補助員賃金	市内の個人	1	平成19年度当初予算出根拠(ただし、1ページ～7ページ及び11ページ～15ページを除く)	部分公開	第7条 第1号 第5号	・障害名 ・平成19年度要求額及び算出過程金額(単価を含む) 小学校 児童補助員配置実績欄、中学校 児童補助員配置実績欄、特殊学級補助員配置実績欄の 平成19年度の配置校名	0円	30円	教育委員会 (学校課)	18.12.21	

公開請求の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
23	平成17年度政務調査費収支報告書のうち、全会派分	市内の個人	1	平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(同い)平成18年4月24日決裁)ただし、各議員の政務調査費収支報告書の部分を除く)	部分公開	第7条第1号第2号	・個人の実印及び銀行印の印影 ・法人の登記済印の印影 ・法人又は団体の金融機関名(取引銀行)・支店名(取引店)・口座種別・口座番号(ただし、法人又は団体が外部に対して明らかにしているものを除く)	0円	2,310円	議会(議事課)	19.1.17	
24	平成18年度第1回~第9回政策会議会議録(ただし、添付資料を除く)	市内の個人	8	平成18年度第6回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年9月28日決裁)(ただし、添付資料等を除く)	公開			0円	700円	市長(政策経営課)	19.2.9	
25	平成18年11月11日から平成18年12月31日までに確認された建築計画概要書(民間を含む)の第二面及び第三面(ただし、印影を除く)	その他	338	平成18年度第1回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年4月28日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第2回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年5月25日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第3回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年6月30日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第4回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年7月26日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第5回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年8月24日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第7回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年10月26日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第8回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年11月27日決裁)(ただし、添付資料等を除く) 平成18年度第9回政策会議の開催結果について(報告)(平成18年12月15日決裁)(ただし、添付資料等を除く)	公開		7ページの9行目に記録されている地方公共団体名	0円	100円	市長(政策経営課)	19.2.13	
1. 建築計画概要書(平成18年11月20日第87号)のうち、第二面及び第三面の部分												
2. 建築計画概要書(平成18年11月10日第105号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												
3. 建築計画概要書(平成18年11月24日第123号)のうち、第二面及び第三面の部分												
4. 建築計画概要書(平成18年11月30日第125号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												
5. 建築計画概要書(平成18年11月17日第127号)のうち、第二面及び第三面の部分												
6. 建築計画概要書(平成18年11月8日第130号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												
7. 建築計画概要書(平成18年11月2日第131号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												
8. 建築計画概要書(平成18年11月9日第134号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												
9. 建築計画概要書(平成18年11月9日第134号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)												

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
10. 建築計画概要書	(平成18年11月22日第135号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
11. 建築計画概要書	(平成18年11月13日第136号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
12. 建築計画概要書	(平成18年11月16日第137号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
13. 建築計画概要書	(平成18年12月4日第139号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
14. 建築計画概要書	(平成18年11月21日第140号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
15. 建築計画概要書	(平成18年12月8日第141号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
16. 建築計画概要書	(平成18年11月30日第142号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
17. 建築計画概要書	(平成18年12月15日第143号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
18. 建築計画概要書	(平成18年12月4日第145号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
19. 建築計画概要書	(平成18年11月30日第146号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
20. 建築計画概要書	(平成18年12月1日第147号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
21. 建築計画概要書	(平成18年12月7日第148号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
22. 建築計画概要書	(平成18年12月21日第149号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
23. 建築計画概要書	(平成18年12月18日第150号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
24. 建築計画概要書	(平成18年12月21日第151号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
25. 建築計画概要書	(平成18年12月14日第152号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
26. 建築計画概要書	(平成18年12月12日第153号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
27. 建築計画概要書	(平成18年12月14日第155号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
28. 建築計画概要書	(平成18年12月26日第157号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
29. 建築計画概要書	(平成18年11月2日H18確認建築埼玉機構01192号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
30. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第BVJ-M06-11-0609号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
31. 建築計画概要書	(平成18年11月2日第06UD1202617号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
32. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第06UD12501488号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
33. 建築計画概要書	(平成18年11月8日第H18HC18573号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
34. 建築計画概要書	(平成18年11月1日第46072583号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
35. 建築計画概要書	(平成18年11月2日第46072608号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
36. 建築計画概要書	(平成18年11月2日第46072625号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
37. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第46051785号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
38. 建築計画概要書	(平成18年11月10日第46072695号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
39. 建築計画概要書	(平成18年11月13日第46072714号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
40. 建築計画概要書	(平成18年11月13日第46072716号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
41. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第46072641号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
42. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第46072643号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
43. 建築計画概要書	(平成18年11月8日第46012754号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
44. 建築計画概要書	(平成18年11月2日BNV確済06-1254号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
45. 建築計画概要書	(平成18年11月9日H18確認建築埼玉機構01215号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
46. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第06UD12501460号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
47. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第06UD12501497号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
48. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第06UD12501863号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
49. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第06UD12501500号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
50. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第46072646号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
51. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第46072647号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
52. 建築計画概要書	(平成18年11月7日第46072648号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
53. 建築計画概要書	(平成18年11月8日第46012761号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									
54. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第46072627号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
55. 建築計画概要書	(平成18年11月6日第46072636号)のうち、		第二面及び第三面の部分									
56. 建築計画概要書	(平成18年11月9日第46051821号)のうち、		第二面及び第三面の部分(ただし、									

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
57.	建築計画概要書(平成18年11月2日第東日本-06-04-2107号)のうち、第二面及び第三面の部分											
58.	建築計画概要書(平成18年11月14日第東日本-06-04-0290-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
59.	建築計画概要書(平成18年11月6日第06UD12S01506号)のうち、第二面及び第三面の部分											
60.	建築計画概要書(平成18年11月7日第06UD12S01514号)のうち、第二面及び第三面の部分											
61.	建築計画概要書(平成18年11月7日第06UD12S01520号)のうち、第二面及び第三面の部分											
62.	建築計画概要書(平成18年11月13日第06UD12S21514号)のうち、第二面及び第三面の部分											
63.	建築計画概要書(平成18年11月6日第06UD12S21353号)のうち、第二面及び第三面の部分											
64.	建築計画概要書(平成18年11月9日第06UD13T02220号)のうち、第二面及び第三面の部分											
65.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072624号)のうち、第二面及び第三面の部分											
66.	建築計画概要書(平成18年11月6日第46072632号)のうち、第二面及び第三面の部分											
67.	建築計画概要書(平成18年11月7日第46072644号)のうち、第二面及び第三面の部分											
68.	建築計画概要書(平成18年11月7日第46072656号)のうち、第二面及び第三面の部分											
69.	建築計画概要書(平成18年11月8日第46072659号)のうち、第二面及び第三面の部分											
70.	建築計画概要書(平成18年11月9日第46072681号)のうち、第二面及び第三面の部分											
71.	建築計画概要書(平成18年11月10日第46072697号)のうち、第二面及び第三面の部分											
72.	建築計画概要書(平成18年11月1日第46051764号)のうち、第二面及び第三面の部分											
73.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46051776号)のうち、第二面及び第三面の部分											
74.	建築計画概要書(平成18年11月7日第46072640号)のうち、第二面及び第三面の部分											
75.	建築計画概要書(平成18年11月8日第46051818号)のうち、第二面及び第三面の部分											
76.	建築計画概要書(平成18年11月13日第46072701号)のうち、第二面及び第三面の部分											
77.	建築計画概要書(平成18年11月6日第ER106034060号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
78.	建築計画概要書(平成18年11月2日第06UD12S01485号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
79.	建築計画概要書(平成18年11月10日第06UD12S01471号)のうち、第二面及び第三面の部分											
80.	建築計画概要書(平成18年11月2日第東日本-06-04-2165号)のうち、第二面及び第三面の部分											
81.	建築計画概要書(平成18年11月6日第UHC建確18466号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
82.	建築計画概要書(平成18年11月10日第H18A-JC1.a00332-02号)のうち、第二面及び第三面の部分											
83.	建築計画概要書(平成18年11月14日第ER106035652号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
84.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072607号)のうち、第二面及び第三面の部分											
85.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072610号)のうち、第二面及び第三面の部分											
86.	建築計画概要書(平成18年11月6日第46072628号)のうち、第二面及び第三面の部分											
87.	建築計画概要書(平成18年11月9日第46072677号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
88.	建築計画概要書(平成18年11月1日第46012678号)のうち、第二面及び第三面の部分											
89.	建築計画概要書(平成18年11月10日第46072690号)のうち、第二面及び第三面の部分											
90.	建築計画概要書(平成18年11月15日第46072752号)のうち、第二面及び第三面の部分											
91.	建築計画概要書(平成18年11月16日第46072764号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
92.	建築計画概要書(平成18年11月16日第46072765号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
93.	建築計画概要書(平成18年11月9日第06UD12S01482号)のうち、第二面及び第三面の部分											
94.	建築計画概要書(平成18年11月13日第06UD12S01529号)のうち、第二面及び第三面の部分											
95.	建築計画概要書(平成18年11月16日第06UD12S01527号)のうち、第二面及び第三面の部分											
96.	建築計画概要書(平成18年11月17日第06UD12S01594号)のうち、第二面及び第三面の部分											
97.	建築計画概要書(平成18年11月1日H18確認建築埼玉機構第01187号)のうち、第二面及び第三面の部分											
98.	建築計画概要書(平成18年11月15日第BVJ-T06-10-4228号)のうち、第二面及び第三面の部分											
99.	建築計画概要書(平成18年11月15日第東日本-06-04-2124号)のうち、第二面及び第三面の部分											
100.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072606号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
101.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072609号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
102.	建築計画概要書(平成18年11月9日第46072667号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
103.	建築計画概要書(平成18年11月13日第46051842号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
104.	建築計画概要書(平成18年11月1日第46072594号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
105.	建築計画概要書(平成18年11月9日第46072670号)のうち、第二面及び第三面の部分											
106.	建築計画概要書(平成18年11月14日第46072729号)のうち、第二面及び第三面の部分											
107.	建築計画概要書(平成18年11月14日第46072730号)のうち、第二面及び第三面の部分											
108.	建築計画概要書(平成18年11月16日第46072758号)のうち、第二面及び第三面の部分											
109.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46051878号)のうち、第二面及び第三面の部分											
110.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46051884号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
111.	建築計画概要書(平成18年11月16日H18確認建築埼玉機構第01243号)のうち、第二面及び第三面の部分											
112.	建築計画概要書(平成18年11月16日第東日本-06-04-2218号)のうち、第二面及び第三面の部分											
113.	建築計画概要書(平成18年11月11日第06UD12S01480号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
114.	建築計画概要書(平成18年11月16日第06UD11S020226号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
115.	建築計画概要書(平成18年11月16日第東日本-06-04-2215号)のうち、第二面及び第三面の部分											
116.	建築計画概要書(平成18年11月21日第東日本-06-04-2250号)のうち、第二面及び第三面の部分											
117.	建築計画概要書(平成18年11月13日第46072531号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
118.	建築計画概要書(平成18年11月13日第46072711号)のうち、第二面及び第三面の部分											
119.	建築計画概要書(平成18年11月15日第46072749号)のうち、第二面及び第三面の部分											
120.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46072775号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
121.	建築計画概要書(平成18年11月20日第46051901号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
122.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46072782号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
123.	建築計画概要書(平成18年11月1日第46061892号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
124.	建築計画概要書(平成18年11月2日第46072614号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
125.	建築計画概要書(平成18年11月7日第46072642号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
126.	建築計画概要書(平成18年11月14日第46012827号)のうち、第二面及び第三面の部分											
127.	建築計画概要書(平成18年11月9日第06UD11S01927号)のうち、第二面及び第三面の部分											
128.	建築計画概要書(平成18年11月10日第06UD12S01511号)のうち、第二面及び第三面の部分											
129.	建築計画概要書(平成18年11月13日第06UD11S01963号)のうち、第二面及び第三面の部分											
130.	建築計画概要書(平成18年11月20日第06UD12S01614号)のうち、第二面及び第三面の部分											
131.	建築計画概要書(平成18年11月20日第06UD12S01620号)のうち、第二面及び第三面の部分											
132.	建築計画概要書(平成18年11月21日第06UD12S01508号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
133.	建築計画概要書(平成18年11月1日第46072596号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
134.	建築計画概要書(平成18年11月7日第46072849号)のうち、第二面及び第三面の部分											
135.	建築計画概要書(平成18年11月22日第46072824号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
136.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46012965号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
137.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46012966号)のうち、第二面及び第三面の部分											
138.	建築計画概要書(平成18年11月22日第46051923号)のうち、第二面及び第三面の部分											
139.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46051934号)のうち、第二面及び第三面の部分											
140.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46051938号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
141.	建築計画概要書(平成18年11月6日H18確認建築埼玉機構第01195号)のうち、第二面及び第三面の部分											
142.	建築計画概要書(平成18年11月11日第東日本-06-04-0945-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
143.	建築計画概要書(平成18年11月18日第06UD12S01575号)のうち、第二面及び第三面の部分											
144.	建築計画概要書(平成18年11月21日第06UD12S01628号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
145.	建築計画概要書(平成18年11月21日第06UD12S21394号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
146.	建築計画概要書(平成18年11月21日第06UD12S21392号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
147.	建築計画概要書(平成18年11月21日第06UD12S21393号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
148.	建築計画概要書(平成18年11月20日第BJ-M06-10-1296号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
149.	建築計画概要書(平成18年11月16日第46072767号)のうち、第二面及び第三面の部分											
150.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46012959号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
151.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46012883号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
152.	建築計画概要書(平成18年11月17日第46072781号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
153.	建築計画概要書(平成18年11月21日第46072814号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
154.	建築計画概要書(平成18年11月22日第46012943号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
155.	建築計画概要書(平成18年11月15日第46012831号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
156.	建築計画概要書(平成18年11月15日第46012832号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
157.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072833号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
158.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072838号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
159.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072847号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
160.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072850号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
161.	建築計画概要書(平成18年11月15日HPA-06-02869-1)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
162.	建築計画概要書(平成18年11月21日第ER106035880号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
163.	建築計画概要書(平成18年11月22日第BVJ-M06-10-1344号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
164.	建築計画概要書(平成18年11月22日GEA0611-1088号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
165.	建築計画概要書(平成18年11月18日第06UD12S01619号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
166.	建築計画概要書(平成18年11月10日第46072691号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
167.	建築計画概要書(平成18年11月10日第46072692号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
168.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072844号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
169.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072845号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
170.	建築計画概要書(平成18年11月27日第46072861号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
171.	建築計画概要書(平成18年11月27日第46072862号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
172.	建築計画概要書(平成18年11月28日第46072895号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
173.	建築計画概要書(平成18年11月22日第東日本-06-04-2256号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
174.	建築計画概要書(平成18年11月30日第06UD11C22754号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
175.	建築計画概要書(平成18年11月28日第06UD12S01637号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
176.	建築計画概要書(平成18年11月28日第06UD12S01638号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
177.	建築計画概要書(平成18年12月1日第06UD12S01713号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
178.	建築計画概要書(平成18年11月28日第H18SHC19252号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
179.	建築計画概要書(平成18年11月28日第H18SHC19253号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
180.	建築計画概要書(平成18年11月28日第H18SHC19254号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
181.	建築計画概要書(平成18年11月24日第46072837号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
182.	建築計画概要書(平成18年11月28日第46072854号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
183.	建築計画概要書(平成18年11月29日第46072908号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
184.	建築計画概要書(平成18年11月30日第46051988号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
185.	建築計画概要書(平成18年11月28日第46051965号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
186.	建築計画概要書(平成18年11月28日第46072884号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
187.	建築計画概要書(平成18年11月29日第46051973号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
188.	建築計画概要書(平成18年11月30日第46072933号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
189.	建築計画概要書(平成18年12月1日第46062151号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
190.	建築計画概要書(平成18年12月1日第46072950号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
191.	建築計画概要書(平成18年12月4日第46072870号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
192.	建築計画概要書(平成18年12月4日第46072962号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
193.	建築計画概要書(平成18年11月30日第06UD11C04221号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							
194.	建築計画概要書(平成18年12月1日第06UD11S02248号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
195.	建築計画概要書(平成18年11月30日第06UD12S01698号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
196.	建築計画概要書(平成18年11月27日第BVJ-T06-10-4339号)のうち、			第二面及び第三面の部分							
197.	建築計画概要書(平成18年11月30日第BVJ-M06-10-1282号)のうち、			第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)							

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
198.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第7BTC06A0043号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
199.	建築計画概要書	(平成18年11月27日第46072874号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
200.	建築計画概要書	(平成18年11月28日第46072893号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
201.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第46033485号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
202.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第46072907号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
203.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第46072925号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
204.	建築計画概要書	(平成18年12月1日第46072959号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
205.	建築計画概要書	(平成18年11月27日第46012990号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
206.	建築計画概要書	(平成18年11月28日第46072885号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
207.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第46072913号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
208.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第46072871号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
209.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第46072926号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
210.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第46081514号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
211.	建築計画概要書	(平成18年12月1日第46062144号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
212.	建築計画概要書	(平成18年12月1日第46062145号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
213.	建築計画概要書	(平成18年11月27日第06UD12T01477号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
214.	建築計画概要書	(平成18年11月28日第06UD12T01359号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
215.	建築計画概要書	(平成18年12月2日第06UD12S01702号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
216.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第06UD12S01762号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
217.	建築計画概要書	(平成18年12月8日第06UD12C02988号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
218.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第東日本-06-04-2336号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
219.	建築計画概要書	(平成18年12月5日第H18SHC19398号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
220.	建築計画概要書	(平成18年12月6日H18確認建築埼玉機構第01314号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
221.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第ER106038621号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
222.	建築計画概要書	(平成18年12月8日第ER106039214号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
223.	建築計画概要書	(平成18年11月27日第46072879号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
224.	建築計画概要書	(平成18年12月6日第46072992号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
225.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第46072906号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
226.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第46072929号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
227.	建築計画概要書	(平成18年12月4日第46072961号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
228.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第46072999号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
229.	建築計画概要書	(平成18年12月11日第46073034号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
230.	建築計画概要書	(平成18年11月29日第HPA-06-01350-2)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
231.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第BVJ-T06-12-2224号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
232.	建築計画概要書	(平成18年12月8日第J06100158号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
233.	建築計画概要書	(平成18年12月9日第06UD13S01555号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
234.	建築計画概要書	(平成18年12月9日第06UD13S01498号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
235.	建築計画概要書	(平成18年12月5日第06UD12S01731号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
236.	建築計画概要書	(平成18年12月5日第06UD12S01732号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
237.	建築計画概要書	(平成18年12月12日第06UD13T02637号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
238.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第H18SHC19350号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
239.	建築計画概要書	(平成18年11月30日第H18SHC19351号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
240.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第H18A-JC1.a00245-02号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
241.	建築計画概要書	(平成18年11月28日第46013009号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
242.	建築計画概要書	(平成18年11月28日第46013010号)	のうち、第二面及び第三面の部分									
243.	建築計画概要書	(平成18年12月7日第46072998号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									
244.	建築計画概要書	(平成18年12月8日第46052046号)	のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)									

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
245.	建築計画概要書(平成18年12月12日第46073050号)のうち、第二面及び第三面の部分										
246.	建築計画概要書(平成18年12月12日第46073061号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
247.	建築計画概要書(平成18年12月13日第46073081号)のうち、第二面及び第三面の部分										
248.	建築計画概要書(平成18年12月18日第46073131号)のうち、第二面及び第三面の部分										
249.	建築計画概要書(平成18年12月15日第J06100175号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
250.	建築計画概要書(平成18年12月15日第J06100176号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
251.	建築計画概要書(平成18年12月18日第東日本-06-04-2376号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
252.	建築計画概要書(平成18年12月18日第06UD13T02517号)のうち、第二面及び第三面の部分										
253.	建築計画概要書(平成18年12月21日第06UD12S01910号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
254.	建築計画概要書(平成18年12月12日第06UD12S01805号)のうち、第二面及び第三面の部分										
255.	建築計画概要書(平成18年12月12日第06UD12S01806号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
256.	建築計画概要書(平成18年12月14日第UHEC建確18571号)のうち、第二面及び第三面の部分										
257.	建築計画概要書(平成18年12月18日第東日本-06-04-2403号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
258.	建築計画概要書(平成18年12月18日第ER106039417号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
259.	建築計画概要書(平成18年12月11日第46052065号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
260.	建築計画概要書(平成18年12月13日第46073069号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
261.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46073133号)のうち、第二面及び第三面の部分										
262.	建築計画概要書(平成18年12月20日第46073151号)のうち、第二面及び第三面の部分										
263.	建築計画概要書(平成18年12月20日第46073165号)のうち、第二面及び第三面の部分										
264.	建築計画概要書(平成18年12月13日第46073067号)のうち、第二面及び第三面の部分										
265.	建築計画概要書(平成18年12月20日第46052126号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
266.	建築計画概要書(平成18年12月15日第東日本-06-04-2355号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
267.	建築計画概要書(平成18年12月20日H18確認建築埼玉機構第01383号)のうち、第二面及び第三面の部分										
268.	建築計画概要書(平成18年12月20日BNV確済06T-3190号)のうち、第二面及び第三面の部分										
269.	建築計画概要書(平成18年12月9日第06UD12S01758号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
270.	建築計画概要書(平成18年12月15日第06UD12S01852号)のうち、第二面及び第三面の部分										
271.	建築計画概要書(平成18年12月16日第06UD12S01820号)のうち、第二面及び第三面の部分										
272.	建築計画概要書(平成18年12月21日第06UD12S01839号)のうち、第二面及び第三面の部分										
273.	建築計画概要書(平成18年12月21日第06UD12S01840号)のうち、第二面及び第三面の部分										
274.	建築計画概要書(平成18年12月18日第06UD12S01865号)のうち、第二面及び第三面の部分										
275.	建築計画概要書(平成18年12月21日第06UD11S02307号)のうち、第二面及び第三面の部分										
276.	建築計画概要書(平成18年12月25日第06UD11S02500号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
277.	建築計画概要書(平成18年12月8日第東日本-06-04-2338号)のうち、第二面及び第三面の部分										
278.	建築計画概要書(平成18年12月14日BNV確済06T-1913H号)のうち、第二面及び第三面の部分										
279.	建築計画概要書(平成18年12月15日第ER106040027号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
280.	建築計画概要書(平成18年12月11日第46013183号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
281.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46073144号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
282.	建築計画概要書(平成18年12月20日第46073164号)のうち、第二面及び第三面の部分										
283.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46073176号)のうち、第二面及び第三面の部分										
284.	建築計画概要書(平成18年12月14日第46013236号)のうち、第二面及び第三面の部分										
285.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46073135号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
286.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46073136号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
287.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46073187号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
288.	建築計画概要書(平成18年12月14日第東日本-06-04-1189-01号)のうち、第二面及び第三面の部分										
289.	建築計画概要書(平成18年12月15日第ER106039430号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
290.	建築計画概要書(平成18年12月18日第H18A-JCI.a00561-01号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
291.	建築計画概要書(平成18年12月19日BNV確済06-1468号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
292.	建築計画概要書(平成18年12月15日第06UD12S01824号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
293.	建築計画概要書(平成18年12月18日第06UD12S01867号)のうち、第二面及び第三面の部分											
294.	建築計画概要書(平成18年11月29日第東日本-06-04-2125号)のうち、第二面及び第三面の部分											
295.	建築計画概要書(平成18年12月16日第東日本-06-04-2425号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
296.	建築計画概要書(平成18年12月15日第JAC060250号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
297.	建築計画概要書(平成18年12月12日第46073063号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
298.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46013317号)のうち、第二面及び第三面の部分											
299.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46013318号)のうち、第二面及び第三面の部分											
300.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46013319号)のうち、第二面及び第三面の部分											
301.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46013320号)のうち、第二面及び第三面の部分											
302.	建築計画概要書(平成18年12月19日第46013321号)のうち、第二面及び第三面の部分											
303.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46073170号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
304.	建築計画概要書(平成18年12月12日第46073058号)のうち、第二面及び第三面の部分											
305.	建築計画概要書(平成18年12月18日第46073124号)のうち、第二面及び第三面の部分											
306.	建築計画概要書(平成18年12月11日第H18SHC110121号)のうち、第二面及び第三面の部分											
307.	建築計画概要書(平成18年12月11日第H18SHC110122号)のうち、第二面及び第三面の部分											
308.	建築計画概要書(平成18年12月11日第H18SHC110123号)のうち、第二面及び第三面の部分											
309.	建築計画概要書(平成18年12月11日第H18SHC110124号)のうち、第二面及び第三面の部分											
310.	建築計画概要書(平成18年12月15日第06UD12S01855号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
311.	建築計画概要書(平成18年12月15日第06UD12S01856号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
312.	建築計画概要書(平成18年12月22日第06UD11S20874号)のうち、第二面及び第三面の部分											
313.	建築計画概要書(平成18年12月25日第06UD11S20502号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
314.	建築計画概要書(平成18年12月11日第46073041号)のうち、第二面及び第三面の部分											
315.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46073174号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
316.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46073175号)のうち、第二面及び第三面の部分											
317.	建築計画概要書(平成18年12月22日第46073192号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
318.	建築計画概要書(平成18年12月26日第46073229号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
319.	建築計画概要書(平成18年12月22日第東日本-06-04-0247-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
320.	建築計画概要書(平成18年12月26日第東日本-06-04-2498号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
321.	建築計画概要書(平成18年12月12日第06UD12S20875号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
322.	建築計画概要書(平成18年12月22日第06UD12S01941号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
323.	建築計画概要書(平成18年12月25日第06UD12S01952号)のうち、第二面及び第三面の部分											
324.	建築計画概要書(平成18年12月25日第06UD12S01933号)のうち、第二面及び第三面の部分											
325.	建築計画概要書(平成18年12月21日第46013384号)のうち、第二面及び第三面の部分											
326.	建築計画概要書(平成18年12月25日第46013434号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
327.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46073251号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
328.	建築計画概要書(平成18年12月28日第東日本-06-04-2534号)のうち、第二面及び第三面の部分											
329.	建築計画概要書(平成18年12月27日第46073241号)のうち、第二面及び第三面の部分											
330.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46073253号)のうち、第二面及び第三面の部分											
331.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46073255号)のうち、第二面及び第三面の部分											
332.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46013473号)のうち、第二面及び第三面の部分											
333.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46073250号)のうち、第二面及び第三面の部分											
334.	建築計画概要書(平成18年12月29日第46073258号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
335.	建築計画概要書(平成18年12月28日BNV確済06T-3046号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
336.	建築計画概要書(平成18年12月25日HPA-06-03010-1)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
337.	建築計画概要書(平成18年12月27日第46052180号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
338.	建築計画概要書(平成18年12月28日第46073249号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書			公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
26 19.1.30	住居表示実施地区の新旧対照表及び案内図	その他									市長 (市民課)		H19.1.31 取下げ

公開請求の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
19.2.8	平成17年度政務調査費収支報告書	市内の個人	1	平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(同い)(平成18年4月24日決裁)	部分公開	第7条第1号第2号		0円		議会(議事課)	19.2.22	
19.2.13	平成17年度政務調査費収支報告書のうち、全会派分	市内の個人	1	平成17年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(同い)(平成18年4月24日決裁)(ただし、各議員の政務調査費収支報告書を除く)	部分公開	第7条第1号第2号		0円	2,310円	議会(議事課)	19.2.23	
19.2.21	平成18年10月1日から平成19年1月31日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定(変更・廃止)申請書のうち、道路位置指定(変更・廃止)申請書及び道路位置指定(変更・廃止)申請書及び個人の写真(ただし、印影及び個人の写真番号を除く)	その他	2	1.道路廃止申請書(廃止番号平成18年10月24日第3号)のうち、道路廃止申請書及び道路位置図(廃止)の部分(ただし、印影及び個人の写真番号を除く) 2.道路廃止申請書(廃止番号平成18年11月1日第4号)のうち、道路廃止申請書及び道路位置図(廃止)の部分(ただし、印影を除く)	公開			400円	70円	市長(建築住宅課)	19.3.7	

・個人の実印及び銀行印の印影
 ・個人の公開していない住所及びFAX番号
 ・個人の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できるものを除く)、支店名(店番号)、住所、電話番号、預金種別(科目)、口座番号及び取引(差引)残高
 ・個人の預金通帳の明細(ただし、政務調査費に関するものを除く)
 ・個人の車のナンバー
 ・個人のクレジットカードの会社名(クレジットカード会社が判別できるものを除く)及び会員番号
 ・個人のクレジットカードの利用明細書のうち、プライバシーに該当すると認められるもの
 ・法人その他の団体及び事業を営む個人(以下「法人等」という)の登記簿及び銀行印(登記簿印又は銀行印に該当するか確認できなかったものを含む)の印影
 ・法人等の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できるものを除く)、支店名、預金種別(科目)及び口座番号。ただし、当該法人等が外部に明らかにしているものを除く

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
30	平成18年10月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅の都市計画法に基づく開発行為許可(変更)申請書のうち、開発行為許可(変更)申請書、設計説明書及び案内図(ただし、設計説明書の裏面、メモ書き及び印影を除く)	その他	15	公開			3,000円	470円	市長(開発指導課)	19.3.5	
	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月1日第39号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計内容書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図(ただし、メモ書きを除く)の部分 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年8月8日第79号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 3. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年5月17日第55号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 4. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年9月1日第90号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 5. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年10月5日第101号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 6. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年9月15日第94号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 7. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年10月5日第100号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計内容書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 8. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年8月28日第86号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 9. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年10月27日第109号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 10. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年12月11日第129号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 11. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年10月24日第110号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 12. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年4月24日第18号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 13. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年9月7日第88号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 14. 開発行為許可申請書(許可番号平成18年11月13日第118号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)、設計説明書(ただし、設計者の印影及び裏面を除く)及び案内図の部分 15. 開発行為許可申請書(変更許可番号平成18年11月28日第118-1号)のうち、開発行為許可申請書(ただし、申請者の印影を除く)及び設計説明書(ただし、申請者の印影及び裏面を除く)の部分										

公開請求の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
31	平成16年度政務調査費収支報告書のうち、全会派分	市内の個人	1	平成16年度(4~3月)政務調査費収支報告書の提出について(同い)平成17年3月31日決裁)ただし、各議員の政務調査費収支報告書の部分を除く)	部分公開	第7条第1号第2号		0円	2,740円	議会(議事課)	19.4.2	
32	平成19年1月1日から平成19年2月28日までに確認された建築計画概要書(民間を含む)の第二面及び第三面(ただし、印影、審査中のもの及び工事取止届が提出されたものを除く)	その他	296	1. 建築計画概要書(平成19年1月4日第159号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 2. 建築計画概要書(平成19年1月17日BNV確済06-561H号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 3. 建築計画概要書(平成19年2月6日第06UDI2020422号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)	公開			59,200円	8,540円	市長(建築住宅課)	19.4.6	
	1. 建築計画概要書(平成19年1月10日第138号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 2. 建築計画概要書(平成19年1月10日第144号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 3. 建築計画概要書(平成19年1月10日第154号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 4. 建築計画概要書(平成19年1月4日第156号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 5. 建築計画概要書(平成19年1月25日第158号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 6. 建築計画概要書(平成19年2月5日第160号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 7. 建築計画概要書(平成19年1月22日第161号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 8. 建築計画概要書(平成19年1月17日第162号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 9. 建築計画概要書(平成19年1月19日第163号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 10. 建築計画概要書(平成19年1月17日第164号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 11. 建築計画概要書(平成19年1月26日第165号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 12. 建築計画概要書(平成19年2月9日第166号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 13. 建築計画概要書(平成19年2月9日第167号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 14. 建築計画概要書(平成19年2月2日第168号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く) 15. 建築計画概要書(平成19年2月7日第169号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)		3		部分公開	第7条第1号第4号		600円	80円			

・個人の実印及び銀行印(実印又は銀行印に該当するか確認できないものを含む)の印影
 ・個人の公開していない住所及び電話番号
 ・個人の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できるものを含む)、支店番号、口座番号及び取引(差引)残高
 ・個人の所有する車のナンバー
 ・法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「法人等」という)の登記済印及び銀行印(登記済印又は銀行印に該当するか確認できないものを含む)の印影
 ・法人等の取引金融機関の名称(取引金融機関が判別できるものを含む)、支店名(支店番号)、預金種別(科目)及び口座番号。ただし、当該法人等が外部に明らかにしているものを除く

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
16.	建築計画概要書(平成19年2月7日第171号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
17.	建築計画概要書(平成19年2月13日第172号)のうち、第二面及び第三面の部分											
18.	建築計画概要書(平成19年2月9日第173号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
19.	建築計画概要書(平成19年2月26日第175号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
20.	建築計画概要書(平成19年2月28日第177号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
21.	建築計画概要書(平成19年2月28日第179号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
22.	建築計画概要書(平成19年2月28日第182号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
23.	建築計画概要書(平成19年2月27日第183号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
24.	建築計画概要書(平成19年1月6日第06UD12S21731号)のうち、第二面及び第三面の部分											
25.	建築計画概要書(平成19年1月6日第06UD12S21732号)のうち、第二面及び第三面の部分											
26.	建築計画概要書(平成19年1月9日第06UD11S02558号)のうち、第二面及び第三面の部分											
27.	建築計画概要書(平成19年1月12日第06UD12S02080号)のうち、第二面及び第三面の部分											
28.	建築計画概要書(平成19年1月12日第06UD12S02081号)のうち、第二面及び第三面の部分											
29.	建築計画概要書(平成19年1月5日第06UD12S01948号)のうち、第二面及び第三面の部分											
30.	建築計画概要書(平成19年1月11日第06UD12S01992号)のうち、第二面及び第三面の部分											
31.	建築計画概要書(平成19年1月4日第BVJ-M06-10-1362号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
32.	建築計画概要書(平成19年1月5日第BVJ-M06-10-1476号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
33.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46062436号)のうち、第二面及び第三面の部分											
34.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46073274号)のうち、第二面及び第三面の部分											
35.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46073278号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
36.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46073267号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
37.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46073286号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
38.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46052242号)のうち、第二面及び第三面の部分											
39.	建築計画概要書(平成19年1月9日第ER106041841号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
40.	建築計画概要書(平成19年1月11日第06UD12S02032号)のうち、第二面及び第三面の部分											
41.	建築計画概要書(平成19年1月11日第06UD12S02082号)のうち、第二面及び第三面の部分											
42.	建築計画概要書(平成19年1月9日第06UD11S02548号)のうち、第二面及び第三面の部分											
43.	建築計画概要書(平成19年1月11日第06UD11S02618号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
44.	建築計画概要書(平成19年1月12日第06UD12S21855号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
45.	建築計画概要書(平成19年1月12日第06UD12S21856号)のうち、第二面及び第三面の部分											
46.	建築計画概要書(平成19年1月12日H19確認建築埼玉機構第00027号)のうち、第二面及び第三面の部分											
47.	建築計画概要書(平成19年1月12日H19確認建築埼玉機構第00028号)のうち、第二面及び第三面の部分											
48.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46073265号)のうち、第二面及び第三面の部分											
49.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073317号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
50.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073322号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
51.	建築計画概要書(平成19年1月15日第46062489号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
52.	建築計画概要書(平成19年1月15日第46073332号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
53.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46052246号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
54.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46073348号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
55.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46073353号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
56.	建築計画概要書(平成19年1月16日第06UD11S02676号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
57.	建築計画概要書(平成19年1月18日第06UD12S02018号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
58.	建築計画概要書(平成19年1月18日第06UD12S02125号)のうち、第二面及び第三面の部分											
59.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46013557号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
60.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073316号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
61.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073321号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
62.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46081829号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
63.	建築計画概要書(平成19年1月18日第46073382号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
64.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46073411号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
65.	建築計画概要書(平成19年1月19日HPA-06-02058-3)のうち、第二面及び第三面の部分											
66.	建築計画概要書(平成19年1月26日第H18A-JC1.a00332-03号)のうち、第二面及び第三面の部分											
67.	建築計画概要書(平成19年1月22日第06UD13501843号)のうち、第二面及び第三面の部分											
68.	建築計画概要書(平成19年1月26日第06UD12502158号)のうち、第二面及び第三面の部分											
69.	建築計画概要書(平成19年1月15日第東日本-06-04-2355-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
70.	建築計画概要書(平成19年1月22日第ER106041670号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
71.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46013505号)のうち、第二面及び第三面の部分											
72.	建築計画概要書(平成19年1月9日第46013506号)のうち、第二面及び第三面の部分											
73.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46073346号)のうち、第二面及び第三面の部分											
74.	建築計画概要書(平成19年1月18日第46073375号)のうち、第二面及び第三面の部分											
75.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46073413号)のうち、第二面及び第三面の部分											
76.	建築計画概要書(平成19年1月24日第46073442号)のうち、第二面及び第三面の部分											
77.	建築計画概要書(平成19年1月25日第46073452号)のうち、第二面及び第三面の部分											
78.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073312号)のうち、第二面及び第三面の部分											
79.	建築計画概要書(平成19年1月17日第46073357号)のうち、第二面及び第三面の部分											
80.	建築計画概要書(平成19年1月17日第46073362号)のうち、第二面及び第三面の部分											
81.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46013633号)のうち、第二面及び第三面の部分											
82.	建築計画概要書(平成19年1月22日第46062542号)のうち、第二面及び第三面の部分											
83.	建築計画概要書(平成19年1月22日第46062543号)のうち、第二面及び第三面の部分											
84.	建築計画概要書(平成19年1月26日H19確認建築埼玉機構第0078号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
85.	建築計画概要書(平成19年1月26日第J06100484号)のうち、第二面及び第三面の部分											
86.	建築計画概要書(平成19年1月26日第J06100512号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
87.	建築計画概要書(平成19年1月26日第06UD12502166号)のうち、第二面及び第三面の部分											
88.	建築計画概要書(平成19年1月22日第06UD12502035号)のうち、第二面及び第三面の部分											
89.	建築計画概要書(平成19年1月22日第06UD12502036号)のうち、第二面及び第三面の部分											
90.	建築計画概要書(平成19年1月26日第06UD12502199号)のうち、第二面及び第三面の部分											
91.	建築計画概要書(平成19年1月17日第東日本-06-04-2633号)のうち、第二面及び第三面の部分											
92.	建築計画概要書(平成19年1月19日H19確認建築埼玉機構第0059号)のうち、第二面及び第三面の部分											
93.	建築計画概要書(平成19年1月17日第46073364号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
94.	建築計画概要書(平成19年1月17日第46073365号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
95.	建築計画概要書(平成19年1月18日第46073384号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
96.	建築計画概要書(平成19年1月22日第46052308号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
97.	建築計画概要書(平成19年1月23日第46073432号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
98.	建築計画概要書(平成19年1月12日第46073325号)のうち、第二面及び第三面の部分											
99.	建築計画概要書(平成19年1月16日第46052256号)のうち、第二面及び第三面の部分											
100.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46062537号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
101.	建築計画概要書(平成19年1月22日第46052304号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
102.	建築計画概要書(平成19年1月26日第46052324号)のうち、第二面及び第三面の部分											
103.	建築計画概要書(平成19年1月23日BNV確済06T-2283H号)のうち、第二面及び第三面の部分											
104.	建築計画概要書(平成19年1月18日BNV確済06T-2283H号)のうち、第二面及び第三面の部分											
105.	建築計画概要書(平成19年1月15日第06UD11S02562号)のうち、第二面及び第三面の部分											
106.	建築計画概要書(平成19年1月23日第06UD11S02767号)のうち、第二面及び第三面の部分											
107.	建築計画概要書(平成19年1月25日第06UD12S02168号)のうち、第二面及び第三面の部分											
108.	建築計画概要書(平成19年1月23日第06UD12S02137号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
109.	建築計画概要書(平成19年1月24日BNV確済06-1515号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
110.	建築計画概要書(平成19年1月23日第BVJ-M07-10-0001号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
111.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46073403号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
112.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46073404号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
113.	建築計画概要書(平成19年1月19日第46073409号)のうち、第二面及び第三面の部分										
114.	建築計画概要書(平成19年1月24日第46073446号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
115.	建築計画概要書(平成19年1月25日第46062575号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
116.	建築計画概要書(平成19年1月22日第46081864号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
117.	建築計画概要書(平成19年1月26日第46073463号)のうち、第二面及び第三面の部分										
118.	建築計画概要書(平成19年1月29日第46073356号)のうち、第二面及び第三面の部分										
119.	建築計画概要書(平成19年1月29日第46073482号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
120.	建築計画概要書(平成19年1月29日第06UD11S02800号)のうち、第二面及び第三面の部分										
121.	建築計画概要書(平成19年1月29日第06UD11S02801号)のうち、第二面及び第三面の部分										
122.	建築計画概要書(平成19年1月29日第06UD11S02802号)のうち、第二面及び第三面の部分										
123.	建築計画概要書(平成19年2月5日第06UD11S22502号)のうち、第二面及び第三面の部分										
124.	建築計画概要書(平成19年1月31日第46073518号)のうち、第二面及び第三面の部分										
125.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46073535号)のうち、第二面及び第三面の部分										
126.	建築計画概要書(平成19年1月29日第46013755号)のうち、第二面及び第三面の部分										
127.	建築計画概要書(平成19年2月1日第46073533号)のうち、第二面及び第三面の部分										
128.	建築計画概要書(平成19年2月1日第46081951号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
129.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46081959号)のうち、第二面及び第三面の部分										
130.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46081960号)のうち、第二面及び第三面の部分										
131.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46081961号)のうち、第二面及び第三面の部分										
132.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46081962号)のうち、第二面及び第三面の部分										
133.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46013884号)のうち、第二面及び第三面の部分										
134.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46013885号)のうち、第二面及び第三面の部分										
135.	建築計画概要書(平成19年1月26日HPA-07-00052-1)のうち、第二面及び第三面の部分										
136.	建築計画概要書(平成19年1月31日第ER106041080号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
137.	建築計画概要書(平成19年2月3日第06UD12C03486号)のうち、第二面及び第三面の部分										
138.	建築計画概要書(平成19年2月3日第06UD11C04879号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
139.	建築計画概要書(平成19年1月18日第46013596号)のうち、第二面及び第三面の部分										
140.	建築計画概要書(平成19年1月24日第46013700号)のうち、第二面及び第三面の部分										
141.	建築計画概要書(平成19年1月25日第46073455号)のうち、第二面及び第三面の部分										
142.	建築計画概要書(平成19年1月29日第46052342号)のうち、第二面及び第三面の部分										
143.	建築計画概要書(平成19年1月30日第46052352号)のうち、第二面及び第三面の部分										
144.	建築計画概要書(平成19年1月31日第46052366号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
145.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46073569号)のうち、第二面及び第三面の部分										
146.	建築計画概要書(平成19年1月30日第46052355号)のうち、第二面及び第三面の部分										
147.	建築計画概要書(平成19年1月30日第46052358号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
148.	建築計画概要書(平成19年1月30日第46073491号)のうち、第二面及び第三面の部分										
149.	建築計画概要書(平成19年1月31日第46073527号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
150.	建築計画概要書(平成19年2月1日第46073441号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
151.	建築計画概要書(平成19年1月26日HPA-07-00051-1)のうち、第二面及び第三面の部分										
152.	建築計画概要書(平成19年1月30日第06UD12S02263号)のうち、第二面及び第三面の部分										
153.	建築計画概要書(平成19年2月1日第06UD12S02169号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)										
154.	建築計画概要書(平成19年2月1日第06UD12S02186号)のうち、第二面及び第三面の部分										
155.	建築計画概要書(平成19年2月1日第06UD12S02186号)のうち、第二面及び第三面の部分										
156.	建築計画概要書(平成19年1月25日第東日本-07-04-0049号)のうち、第二面及び第三面の部分										

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
157.	建築計画概要書(平成19年2月3日第J06100528号)のうち、第二面及び第三面の部分											
158.	建築計画概要書(平成19年2月3日第J06100529号)のうち、第二面及び第三面の部分											
159.	建築計画概要書(平成19年2月3日第J06100530号)のうち、第二面及び第三面の部分											
160.	建築計画概要書(平成19年2月3日第J06100531号)のうち、第二面及び第三面の部分											
161.	建築計画概要書(平成19年1月25日第46013728号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
162.	建築計画概要書(平成19年1月29日第46013787号)のうち、第二面及び第三面の部分											
163.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46073555号)のうち、第二面及び第三面の部分											
164.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46073556号)のうち、第二面及び第三面の部分											
165.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46073557号)のうち、第二面及び第三面の部分											
166.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46034266号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
167.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46073565号)のうち、第二面及び第三面の部分											
168.	建築計画概要書(平成19年2月7日H19確認計変埼玉機構第K009号)のうち、第二面及び第三面の部分											
169.	建築計画概要書(平成19年1月26日第06UD11S02792号)のうち、第二面及び第三面の部分											
170.	建築計画概要書(平成19年1月29日第06UD12C03534号)のうち、第二面及び第三面の部分											
171.	建築計画概要書(平成19年1月29日第06UD12C03535号)のうち、第二面及び第三面の部分											
172.	建築計画概要書(平成19年2月1日第06UD12C03568号)のうち、第二面及び第三面の部分											
173.	建築計画概要書(平成19年2月6日第06UD12S02305号)のうち、第二面及び第三面の部分											
174.	建築計画概要書(平成19年2月9日第06UD12S02309号)のうち、第二面及び第三面の部分											
175.	建築計画概要書(平成19年2月10日第06UD12S02376号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
176.	建築計画概要書(平成19年2月9日第06UD12S21702号)のうち、第二面及び第三面の部分											
177.	建築計画概要書(平成19年2月9日第06UD12S02326号)のうち、第二面及び第三面の部分											
178.	建築計画概要書(平成19年1月26日第東日本-07-04-0109号)のうち、第二面及び第三面の部分											
179.	建築計画概要書(平成19年1月31日H19確認建築埼玉機構第00090号)のうち、第二面及び第三面の部分											
180.	建築計画概要書(平成19年2月2日第46073558号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
181.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46073559号)のうち、第二面及び第三面の部分											
182.	建築計画概要書(平成19年2月7日第46052405号)のうち、第二面及び第三面の部分											
183.	建築計画概要書(平成19年2月7日第46073594号)のうち、第二面及び第三面の部分											
184.	建築計画概要書(平成19年2月7日第46073599号)のうち、第二面及び第三面の部分											
185.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073605号)のうち、第二面及び第三面の部分											
186.	建築計画概要書(平成19年2月5日第46073573号)のうち、第二面及び第三面の部分											
187.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073616号)のうち、第二面及び第三面の部分											
188.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46073622号)のうち、第二面及び第三面の部分											
189.	建築計画概要書(平成19年1月31日HPA-07-00168-1)のうち、第二面及び第三面の部分											
190.	建築計画概要書(平成19年1月31日HPA-07-00169-1)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
191.	建築計画概要書(平成19年1月31日HPA-07-00170-1)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
192.	建築計画概要書(平成19年2月8日第東日本-07-04-0153号)のうち、第二面及び第三面の部分											
193.	建築計画概要書(平成19年2月14日第BVJ-T05-12-4250号)のうち、第二面及び第三面の部分											
194.	建築計画概要書(平成19年2月5日第06UD12S02252号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
195.	建築計画概要書(平成19年2月20日第06UD12S02459号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
196.	建築計画概要書(平成19年2月22日第06UD12S02401号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
197.	建築計画概要書(平成19年2月7日第BVJ-M06-11-1476号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
198.	建築計画概要書(2007年2月14日GEA0611-1650号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
199.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46052424号)のうち、第二面及び第三面の部分											
200.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46073632号)のうち、第二面及び第三面の部分											
201.	建築計画概要書(平成19年2月14日第46052441号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
202.	建築計画概要書(平成19年2月16日第46073693号)のうち、第二面及び第三面の部分											
203.	建築計画概要書(平成19年2月16日第46073696号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
204.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46052481号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
205.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46073627号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
206.	建築計画概要書(平成19年2月14日第46052448号)のうち、第二面及び第三面の部分											
207.	建築計画概要書(平成19年2月15日第46073675号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
208.	建築計画概要書(平成19年2月16日第46073686号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
209.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46073700号)のうち、第二面及び第三面の部分											
210.	建築計画概要書(平成19年2月20日第46073716号)のうち、第二面及び第三面の部分											
211.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46073751号)のうち、第二面及び第三面の部分											
212.	建築計画概要書(平成19年2月13日第BVJ-T07-10-0311号)のうち、第二面及び第三面の部分											
213.	建築計画概要書(平成19年2月20日第JAC060275号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
214.	建築計画概要書(平成19年2月5日第06UD12S02185号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
215.	建築計画概要書(平成19年2月15日第06UD12S02339号)のうち、第二面及び第三面の部分											
216.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03487号)のうち、第二面及び第三面の部分											
217.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46082001号)のうち、第二面及び第三面の部分											
218.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46082002号)のうち、第二面及び第三面の部分											
219.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46082003号)のうち、第二面及び第三面の部分											
220.	建築計画概要書(平成19年2月15日第46052451号)のうち、第二面及び第三面の部分											
221.	建築計画概要書(平成19年2月20日第46014108号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
222.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46014149号)のうち、第二面及び第三面の部分											
223.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46014150号)のうち、第二面及び第三面の部分											
224.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46014151号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
225.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073609号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
226.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46073630号)のうち、第二面及び第三面の部分											
227.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46073641号)のうち、第二面及び第三面の部分											
228.	建築計画概要書(平成19年2月16日第46014075号)のうち、第二面及び第三面の部分											
229.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46014097号)のうち、第二面及び第三面の部分											
230.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46073707号)のうち、第二面及び第三面の部分											
231.	建築計画概要書(平成19年2月20日第46073715号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
232.	建築計画概要書(平成19年2月21日第46073725号)のうち、第二面及び第三面の部分											
233.	建築計画概要書(平成19年2月9日第06UD12S02310号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
234.	建築計画概要書(平成19年2月22日第06UD12S02402号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
235.	建築計画概要書(平成19年2月23日第06UD11S03093号)のうち、第二面及び第三面の部分											
236.	建築計画概要書(2007年2月16日GEA0611-1469号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
237.	建築計画概要書(平成19年2月19日第UHEC建確18676号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
238.	建築計画概要書(平成19年2月6日第46073575号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
239.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073608号)のうち、第二面及び第三面の部分											
240.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46052416号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
241.	建築計画概要書(平成19年2月15日第46073680号)のうち、第二面及び第三面の部分											
242.	建築計画概要書(平成19年2月15日第46073681号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
243.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46034439号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、印影を除く)											
244.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03488号)のうち、第二面及び第三面の部分											
245.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03489号)のうち、第二面及び第三面の部分											
246.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03490号)のうち、第二面及び第三面の部分											
247.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03491号)のうち、第二面及び第三面の部分											
248.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03492号)のうち、第二面及び第三面の部分											
249.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03493号)のうち、第二面及び第三面の部分											
250.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03494号)のうち、第二面及び第三面の部分											

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
251.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03495号)のうち、第二面及び第三面の部分											
252.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03496号)のうち、第二面及び第三面の部分											
253.	建築計画概要書(平成19年2月19日第06UD12C03497号)のうち、第二面及び第三面の部分											
254.	建築計画概要書(平成19年2月5日第06UD12S02167号)のうち、第二面及び第三面の部分											
255.	建築計画概要書(平成19年2月9日第東日本-07-04-0168号)のうち、第二面及び第三面の部分											
256.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073607号)のうち、第二面及び第三面の部分											
257.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46052414号)のうち、第二面及び第三面の部分											
258.	建築計画概要書(平成19年2月9日第46052453号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
259.	建築計画概要書(平成19年2月16日第46052470号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
260.	建築計画概要書(平成19年2月20日第46073718号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
261.	建築計画概要書(平成19年2月21日第46073720号)のうち、第二面及び第三面の部分											
262.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46073744号)のうち、第二面及び第三面の部分											
263.	建築計画概要書(平成19年2月22日第46073745号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
264.	建築計画概要書(平成19年2月8日第46073611号)のうち、第二面及び第三面の部分											
265.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46073634号)のうち、第二面及び第三面の部分											
266.	建築計画概要書(平成19年2月13日第46073635号)のうち、第二面及び第三面の部分											
267.	建築計画概要書(平成19年2月21日第46073724号)のうち、第二面及び第三面の部分											
268.	建築計画概要書(平成19年2月8日BEEC06建第306号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
269.	建築計画概要書(平成19年2月16日第東日本-07-04-0208号)のうち、第二面及び第三面の部分											
270.	建築計画概要書(平成19年2月16日第H19SHC100686号)のうち、第二面及び第三面の部分											
271.	建築計画概要書(平成19年2月16日第H19SHC100687号)のうち、第二面及び第三面の部分											
272.	建築計画概要書(平成19年2月10日第06UD12S02380号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
273.	建築計画概要書(平成19年2月24日第06UD12S02456号)のうち、第二面及び第三面の部分											
274.	建築計画概要書(平成19年2月19日第46073708号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
275.	建築計画概要書(平成19年2月23日第46073755号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
276.	建築計画概要書(平成19年2月26日第46073784号)のうち、第二面及び第三面の部分											
277.	建築計画概要書(平成19年2月26日第46073785号)のうち、第二面及び第三面の部分											
278.	建築計画概要書(平成19年2月27日第46073796号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
279.	建築計画概要書(平成19年2月27日第46034520号)のうち、第二面及び第三面の部分											
280.	建築計画概要書(平成19年2月26日第46052524号)のうち、第二面及び第三面の部分											
281.	建築計画概要書(平成19年2月26日第46052532号)のうち、第二面及び第三面の部分											
282.	建築計画概要書(平成19年2月27日第46014191号)のうち、第二面及び第三面の部分											
283.	建築計画概要書(平成19年2月27日第46073794号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
284.	建築計画概要書(平成19年2月21日第東日本-06-04-2031-01号)のうち、第二面及び第三面の部分											
285.	建築計画概要書(平成19年2月26日第東日本-07-04-0112号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
286.	建築計画概要書(平成19年2月27日第J06100670号)のうち、第二面及び第三面の部分											
287.	建築計画概要書(平成19年2月27日第06UD12S02517号)のうち、第二面及び第三面の部分											
288.	建築計画概要書(平成19年2月28日第46014225号)のうち、第二面及び第三面の部分											
289.	建築計画概要書(平成19年2月28日第46073800号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
290.	建築計画概要書(平成19年2月28日第46052514号)のうち、第二面及び第三面の部分											
291.	建築計画概要書(平成19年2月28日第BVJ-T07-10-0448号)のうち、第二面及び第三面の部分											
292.	建築計画概要書(平成19年2月28日第46073799号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
293.	建築計画概要書(平成19年2月27日第46073793号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
294.	建築計画概要書(平成19年2月20日第46073712号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
295.	建築計画概要書(平成19年2月26日第06UD11C05251号)のうち、第二面及び第三面の部分(ただし、 印影を除く)											
296.	建築計画概要書(平成19年2月24日第東日本-07-04-0221号)のうち、第二面及び第三面の部分											

【参 考】 公開請求の内容別件数

平成18年度

請 求 内 容	件 数
建築計画概要書等、建築に関する文書	7
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	5
政務調査費収支報告書	5
小中学校補助教員の予算・配置等に関する文書	3
新旧対照表等、住居表示に関する文書	2
分筆登記等、市道の整備に関する文書	2
官民境界査定申請書	2
移転契約書等、土地区画整理事業に関する文書	2
幼稚園施設の増築に係る適合証明書	1
駐車場運営状況等に関する株主総会議案書	1
不動産鑑定評価書	1
政策会議会議録	1

平成17年度

請 求 内 容	件 数
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	9
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
職員団体等との労使協定に関する文書	6
交際費出納簿及び交際費支出規定	4
汚染拡散防止計画作成報告書等、環境に関する文書	3
建築計画概要書等、建築に関する文書	3
開発指導要綱に基づく協議書	1
不動産鑑定評価書	1
小学校陸上競技大会実施アンケート	1
姉妹都市提携20周年記念使節団派遣事業に関する文書	1
ゴミ収集に係る予算及び実績に関する文書	1
墓地経営計画協議書	1
特別委員会書記録	1
住居表示台帳	1
所管課から監査委員に提出された文書	1

平成16年度

請 求 内 容	件 数
土壤汚染状況調査結果報告書等、環境に関する文書	7
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	4
開発行為等事前協議書等、開発に関する文書	4
道路用地買収等、市道の整備に関する文書	4
職員団体等との労使協定に関する文書	3
建築確認済証等、建築に関する文書	2
常任委員会書記録	2
職員の処分説明書	1
住民基本台帳の閲覧申請書	1
廃棄物処分許可書等	1
転作等実施計画書	1
教職員健康診断調査票	1
学校給食費未納家庭状況調査に関する文書	1
市立病院の医療事故に関する文書	1

平成15年度

請 求 内 容	件 数
苦情受理（処理）報告書等、環境に関する文書	8
建築計画概要書等、建築に関する文書	8
官民境界査定等、道水路の管理に関する文書	7
開発事前協議申請書等、開発に関する文書	7
埼玉県東南部都市連絡調整会議の資料・会議録	6
業者選考・見積開札記録書等、委託関係文書	2
土地の所有権移転登記に関する文書	1
農地改良等に係る届出書	1
地区計画決定の同意に関する文書	1
補助金に関する文書	1
固定資産税に関する裁判文書	1
職員の出勤簿	1

第2 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成17年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,502件で、その後の平成19年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が36件（前年度101件）、変更の届出が37件（前年度30件）、廃止の届出が9件（前年度10件）あり、平成18年度末の届出件数は1,529件となっています（平成18年度末の届出件数＝平成17年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の届出状況（平成19年3月31日現在）

実施機関及び課	17年度末の届出件数	事務移管による増減	18年度届出件数			18年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,085		27	21	1	1,111
秘書課	11		0	0	0	11
広報広聴課	14		1	0	0	15
企画課	19	2	1	0	0	18
政策経営課	-	3	2	0	0	5
財政課	6		0	0	0	6
事務管理課	6	6	-	-	-	-
情報統計課	-	5	0	0	0	5
財産管理課	-	7	0	0	0	7
人権推進課	2		0	0	0	2
庶務課	8	8	-	-	-	-
情報公開室	7	7	-	-	-	-
文書法規課	-	11	0	0	0	11
人事課	19	19	-	-	-	-
職員研修室	1	1	-	-	-	-

人事研修課	-	20	6	0	0	26
契約課	7		0	0	0	7
管財課	15	15	-	-	-	-
総務管理課	-	12	2	1	0	14
工事検査課	2		0	0	0	2
市民税課	8		0	0	0	8
資産税課	10		0	3	0	10
納税課	4		0	0	0	4
市民課	25		0	3	0	25
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
地域活動推進課	24	3	0	0	0	21
危機管理課	-	19	1	0	0	20
市民生活課	14	14	-	-	-	-
くらし安心課	-	26	0	0	0	26
社会福祉課	23	2	0	0	0	25
障害福祉課	76		4	3	0	80
高齢福祉課	41	41	-	-	-	-
介護保険課	19	19	-	-	-	-
高齢介護課	-	50	0	3	0	50
国民健康保険課	37	8	0	0	0	45
市民健康課	70		0	2	0	70
児童福祉課	109		1	0	0	110
保育課	34		1	1	0	35
環境資源課	23		1	0	0	24
環境保全課	37		0	0	0	37
交通防災課	30	30	-	-	-	-
産業支援課	27		3	1	0	30
農政課	43		0	1	0	43
建設総務課	9		0	0	0	9
道路街路課	23	2	0	0	0	25
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
都市計画課	20	10	0	1	0	30
都市整備推進課	7	7	-	-	-	-

	市街地整備課	18		1	1	0	19
	再開発課	2		0	0	0	2
	公園緑地課	12		0	0	1	11
	開発指導課	8	2	0	0	0	6
	建築住宅課	37	1	2	0	0	38
	市立病院庶務課	60		0	0	0	60
	市立病院医事課	40		0	0	0	40
	出納課	9		0	1	0	9
	消防本部総務課	11		0	0	0	11
	消防本部予防課	19		0	0	0	19
	消防本部警防課	8		1	0	0	9
	消防本部指令課	5		0	0	0	5
	消防署本署	6		0	0	0	6
教 育 委 員 会		264		6	12	7	263
	総務課	36		2	1	0	38
	指導課	33		3	0	0	36
	学校課	50		0	7	5	45
	給食課	4		0	0	0	4
	生涯学習課	91		0	4	2	89
	体育課	29		0	0	0	29
	図書館	21		1	0	0	22
選挙管理委員会		24		0	0	0	24
公平委員会		4		0	0	0	4
監査委員		3		0	0	0	3
農業委員会		33		1	0	0	34
固定資産評価審査委員会		2		0	0	0	2
議 会		20		0	0	0	20
土地開発公社		20		0	0	0	20
越谷コミュニティセンター		33		2	4	1	34
施設管理公社		14		0	0	0	14
合 計		1,502		36	37	9	1,529

〔18年度末の届出件数〕 = 〔17年度末の届出件数〕 + 〔開始〕 - 〔廃止〕

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成18年度の目的外利用は747件で、外部提供は477件となっています。

なお、実施機関及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

表7 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成19年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市	長	669	355
	秘書課	2	2
	広報広聴課	0	5
	企画課	0	9
	政策経営課	1	1
	財政課	0	1
	情報統計課	6	3
	財産管理課	4	2
	人権推進課	0	0
	文書法規課	0	4
	人事研修課	2	8
	契約課	0	0
	総務管理課	0	2
	工事検査課	0	2
	市民税課	13	3
	資産税課	14	2
	納税課	10	4
	市民課	15	14
	北部出張所	0	0

南部出張所	0	0
地域活動推進課	2	2
危機管理課	3	3
くらし安心課	8	9
社会福祉課	5 0	1 2
障害福祉課	3 9	3 6
高齢介護課	4 9	1 1
国民健康保険課	4 9	2 7
市民健康課	2 1	2 0
児童福祉課	1 4 4	3 2
保育課	1 9	9
環境資源課	0	6
環境保全課	1 0	2 2
産業支援課	4	7
農政課	2 4	6
建設総務課	6	0
道路街路課	2 9	7
治水課	8	1
下水道課	3	1
営繕課	5	0
都市計画課	8 4	1 6
市街地整備課	9	1 0
再開発課	5	0
公園緑地課	3	0
開発指導課	3	1
建築住宅課	1 6	8
市立病院庶務課	0	1 6
市立病院医事課	2	2 4
出納課	0	0
消防本部総務課	2	3
消防本部予防課	4	1
消防本部警防課	0	0
消防本部指令課	1	0
消防署本署	0	3

教 育 委 員 会	4 3	7 4
総務課	6	9
指導課	1	8
学校課	3 0	1 5
給食課	0	0
生涯学習課	6	2 9
体育課	0	1 3
図書館	0	0
選挙管理委員会	5	5
公平委員会	2	1
監 査 委 員	1	2
農業委員会	1 4	6
固定資産評価審査委員会	1	0
議 会	0	8
土地開発公社	9	1 0
越谷コミュニティセンター	2	9
施設管理公社	1	7
合 計	7 4 7	4 7 7

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成18年度の保有個人情報の開示請求の件数は12件（平成17年度は12件）で、開示請求の対象となった公文書数は10文書（平成17年度は21文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8、課別の処理状況は表9のとおりです。

表 8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()内は平成17年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	10	4	4	1	1	10
	(11)	(8)	(2)	(4)	(0)	(14)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	2	1	0	1	0	2
	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	12	5	4	2	1	12
	(12)	(9)	(2)	(4)	(0)	(15)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表9 課別の処理状況

課名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	企画課	0	1	0	0	1
	市民課	1	1	0	1	3
	障害福祉課	1	0	0	0	1
	高齢介護課	1	0	0	0	1
	道路街路課	0	0	1	0	1
	開発指導課	0	1	0	0	1
	消防本部予防課	0	1	0	0	1
	消防本部警防課	1	0	0	0	1
小 計		4	4	1	1	10
土地開発公社		1	0	1	0	2
合 計		5	4	2	1	12

4 不開示決定等の理由

不開示2件については、文書不存在によるものです。また、部分開示4件については、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報並びに第6号オの事務事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成18年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表10 開示請求の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
18.6.5	住民票の写し等請求書(平成18年6月分)のうち、請求書の部分	1	住民票交付申請書(平成18年5月31日付)(ただし、契約書の写しの部分を除く)	部分開示	第15条第1号	法人の担当者の印影	市長 (市民課)	18.6.12	

開示請求の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
18.7.6	土地分筆登記の完了について(報告)(平成12年1月17日決裁)	1	土地分筆登記の完了について(報告)(平成12年1月17日決裁)	開示			土地開発公社 (総務課)	18.7.11	

開示請求の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
18.9.13	大沢三丁目 - について、昭和56年に買収した土地と私にあっせんした土地との間に、3坪の市又は公社の残地がある、あるいはないという書類			不開示	不存在		市長 (道路街路課)	18.9.26	
18.9.13	大沢三丁目 - について、昭和56年に買収した土地と私にあっせんした土地との間に、3坪の市又は公社の残地がある、あるいはないという書類			不開示	不存在		土地開発公社 (総務課)	18.9.19	

開示請求の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
5 18.10.3	印鑑登録証明書(平成7年度及び平成8年度)の発行履歴がわかるもの	1	印鑑登録証明書発行履歴(平成7年度及び平成8年度)	開示			市長 (市民課)	18.10.6	
6 18.10.3	戸籍証明請求書(平成18年9月14日分)						市長 (市民課)		18.10.3 取下げ
7 18.10.11	平成16年1月又は2月に行われた(故人)の介護保険の要介護認定審査に係る調査票	1	訪問調査票(平成16年2月17日)	開示			市長 (高齢介護課)	18.10.16	

開示請求の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
8 18.11.1	平成18年8月1日申請の障害程度区分認定に係る認定調査票(基本調査及び特記事項)、概況調査票及び審査会資料(ただし、重複する文書を除く)	2	1.(介護給付費訓練等給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(平成18年8月1日申請)のうち、概況調査票、認定調査票(基本調査)、認定調査票(特記事項)及びサービス利用状況票の部分 2.市町村審査会資料(平成18年9月5日審査)のうち、一次判定等、判定調査項目及び中間評価項目得点表の部分	開示			市長 (障害福祉課)	18.11.9	
9 18.11.27	平成18年2月17日付近隣説明等報告書	1	公共施設整備等協定書(平成18年2月23日No.17-269)のうち、近隣説明報告書の報告の部分	部分開示	第15条 第1号	事業主の所見欄のうち、開示請求者以外の者の氏名及び番号	市長 (開発指導課)	18.12.11	

開示請求の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
10 19.1.9	火災調査報告書(千間台西三丁目)	1	火災原因調査報告書について(報告)(平成14年7月5日決裁) ・起案 ・火災調査書 ・火災出動時における見分調査 ・実況見分調査 ・質問調査 ・火災原因判定書 ・火災損害集計書 ・建物損害明細書 ・動産損害明細書	部分開示	第15条 第1号		市長 (予防課)	19.1.23	
<p>・実況見分調査のうち、2.現場の様相(2)の部屋番号・所有者名・見分内容、第1図配置図の部屋番号・配置図、第2図配置図の部屋番号・配置図、第3図配置図の部屋番号・所有者名・見分内容、第4図配置図の部屋番号・配置図、第5図2-15棟平面図(2階)の平面図(ただし、請求者所有部分を除く)、写真No.2号欄の所有者名、写真No.4号、写真No.4号欄の部屋番号・部屋名、写真No.5号、写真No.5号欄の部屋番号・部屋名、写真No.6号、写真No.6号欄の部屋番号・部屋名、写真No.7号及び写真No.7号欄の部屋番号・部屋名</p> <p>・質問調査のうち、救助協力者の住所、職業、氏名、生年月日及び年齢</p> <p>・火災原因判定書のうち、水損者の氏名及び火災保険加入額(不動産・動産)</p> <p>・火災損害集計書のうち、請求者以外の関係者別欄(ただし、管理組合を除く)、り災世帯・人員欄(ただし、管理組合を除く)、焼損面積(m²)欄、損害額欄、建物以外の損害額欄及び合計欄</p> <p>・請求者以外の建物損害明細書及び動産損害明細書</p>									
11 19.1.26	救急活動記録票(平成 年 月 日)	1	救急活動記録票(平成 年 月 日累計)	開示			市長 (警防課)	19.2.1	
						10円			

第3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています(表11)。

表11 審査会委員 (平成19年3月31日現在)

氏名	備考
右崎正博	会長
茅沼英幸	会長職務代理者
近藤勲	

2 不服申立ての状況

平成18年度は、情報公開請求に対する決定について異議申立てが1件あり、実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成19年5月に棄却の決定を行っています。

異議申立ての処理状況は、表12のとおりです。

3 審査会の開催状況

平成18年度は、審査会は3回開催されています。

審査会の開催状況は、表13のとおりです。

表 12 異議申立ての処理状況

受付 番号	年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)
			公開決定 等の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
1	18.12.23		部分公開	第7条 第1号 第2号		19.1.26	19.4.27	実施機関の決定は、妥当 である	19.5.21	棄却	市長 (企画課)
		1. 平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、住宅棟収入欄の額、大京負担分欄の額、駐車場総収入欄の額 2. 平成16年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、住宅棟収入欄の額、大京負担分欄の額、駐車場管理費等固定支出水 光熱費その他諸経費欄の額、収支(販売実績)欄の額、欄外の月当たりの管理費及び14年度管理費の額、欄外の月当たりの委託費並びに差額の額、欄 外の月当たりの5階年間費及び年当たりの固定資産税の額、欄外の月当たりのセコムリースの額、欄外の月当たりの機 械保険の額 3. 平成17年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、住宅棟収入欄の額、駐車場総収入欄の額、大京負担分欄の額、 欄の額、収支(販売実績)欄の額 4. 平成18年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、住宅棟収入欄の額、駐車場総収入欄の額 について、公開を求める									
		1. 平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、住宅棟収入欄の額、大京負担分欄の額、駐車場総収入欄の額、 一般管理費の金額欄の額、利益金処分計算書の金額欄の額、パルテきたこし売上/客数実績《14年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)売上欄の額、店舗別(東急ストア～キッズラン ド)客数欄の客数、店舗総売上欄の額、1時間券回収金額換算欄の額、30分券回収金額換算欄の額、現金収入欄の額、店舗別(東急ストア～パルテ)固定収入欄の額(ただし、ほっと越谷を除く) ・テナント定期小計欄の額、住宅棟収入欄の額、個人負担分欄の額、大京負担分欄の額、満車時差額欄の額、サービスマン差額欄の額、サービスマン差額欄の額、駐車場総収入 欄の額 2. 平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を除く)のうち、貸借対照表の金額欄の額、損益計算書の金額欄の額、販売費及び 一般管理費の金額欄の額、利益金処分計算書の金額欄の額、パルテきたこし売上/客数実績《15年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)売上欄の額、店舗別(東急ストア～キッ ズランド)売上(%)欄の額、店舗別(東急ストア～キッズランド)客数(%)欄の額、店舗総売上(%)欄の額、1時間券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)、30分券回収金 額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)、テナント定期収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)、住宅棟収入欄の額(欄外 の前年度及び差額の額を含む)、個人負担分欄の額、未収入欄の額、サービスマン差額欄の額、サービスマン差額欄の額、駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額、収支(販売実績)欄の額、欄外の前年度及び差額の額、駐車場時間延長照 明費その他収入欄の額、駐車場総収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)、駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額、収支(販売実績)欄の額、欄外の前年度及び差額の 額を含む)、欄外の月当たりの管理費及び14年度管理費の額、欄外の月当たりの委託費並びに差額の額、欄外の月当たりの5階年間費及び年当たりの管 理組合借地料の額、欄外の月当たりのゴミ処理費の額、欄外の月当たりの借入金返済の額並びに金融公庫借入金返済の額及び無利子融資返済の額並びに10.59%(駐車場価格)のもとになる借入 金の額、欄外の月当たりの固定資産税の額及び年間の固定資産税の額、欄外の月当たりのセコムリースの額、欄外の月当たりの機械保険の額、貸借対照表の金額欄の額、損益計算書の金額 欄の額、販売費及び一般管理費の金額欄の額(手書きで記録された額を含む)、利益金処分計算書の金額欄の額、残高証明書に印字された銀行名(マークを含む)、銀行名を判読することが できる印影・預金の科目(種類又は勘定)欄の預金種別・取引番号(口座番号)欄の取引番号(口座番号)・金額欄の額、合計欄の額、銀行の住所・銀行名を特定する ことができる銀行の電話番号・(内決済未確認証券類)欄の額 3. 平成16年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書の「報告事項・駐車場運営状況」のうち、第3号議案、第4号議案及び第5号議案を除く)のうち、貸借対照表の金額欄の額、 損益計算書の当期欄の当期欄の差額欄の額、販売費及び一般管理費の当期欄の当期欄の差額欄の額、利益金処分計算書(案)の当期欄の当期欄の差額欄の当期欄の差額 欄の額及び前期対比欄の当期欄の当期欄の差額欄の額、残高証明書に印字された銀行名(マークを含む)・銀行名を判読することができる銀行の電話番号・取引番号(口座番号)欄の取 引番号(口座番号)・金額欄の額、合計欄の額、銀行名を判読することができる銀行の電話番号・(内決済未確認証券類)欄の額、パルテきたこし売 上/客数前年比《16年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)売上(%)欄の額、店舗総売上(%)欄の額、店舗総売上(%)欄の額、パルテきたこし売上/客 数実績《16年度》の店舗別(東急ストア～キッズランド)売上欄の額、欄外の売上額を含む)・店舗別(東急ストア～キッズランド)客数欄の客数(欄外の客数を含む)・店舗総売上欄の額(欄外 の売上額を含む)・1時間券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・30分券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の									

受付 番号	年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関 (所管課)
			公開決定 等の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
		の額を含む)・テナント定期欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・住宅棟収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・未収金額の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・駐車場時間延長照明費その他収入の額・駐車場総収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・駐車管理費等固定支出水光熱費その他諸経費の額・収支(販売実績)欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)									
		3. 平成17年度株式会社パールテきたこし定時株主総会議案書(ただし、第3号議案及び第5号議案を除く)のうち、監査報告書の監査役の印影の金額欄の額、利益金処分計算書(案)の金額欄の額、残高証明書に印字された銀行名(マークを含む)・銀行名を判読することができる印影・預金の科目(種類又は勘定)欄の預金種別・取引番号(口座番号)欄の取引番号(口座番号)・金額欄の額・銀行名を特定することができる銀行の住所・銀行名を特定することができる銀行の電話番号・(内決済未確認証券類)欄の額、パールテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア~キッズランド)売上(%)欄の数値・店舗別(東急ストア~キッズランド)客数(%)欄の数値、パールテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア~キッズランド)売上欄の額・店舗別(東急ストア~キッズランド)客数欄の客数・店舗総売上欄の額・1時間券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・30分券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・現金収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・テナント定期欄の額(欄外)水									
		4. 平成18年度株式会社パールテきたこし定時株主総会議案書(ただし、第3号議案及び第4号議案を除く)のうち、貸借対照表の金額欄の額、損益計算書の金額欄の額、販売費及び一般管理費の金額欄の額、利息金処分計算書(案)の金額欄の額、残高証明書に印字された銀行名(マークを含む)・銀行名を判読することができる印影・預金の科目(種類又は勘定)欄の預金種別・取引番号(口座番号)欄の取引番号(口座番号)・金額欄の額・銀行名を特定することができる銀行の住所・銀行名を特定することができる銀行の電話番号・(内決済未確認証券類)欄の額、パールテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア~キッズランド)売上(%)欄の数値・店舗別(東急ストア~キッズランド)客数(%)欄の数値、パールテきたこし売上/客数実績《17年度》の店舗別(東急ストア~キッズランド)売上欄の額・店舗別(東急ストア~キッズランド)客数欄の客数・店舗総売上欄の額・1時間券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・30分券回収金額換算欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・現金収入欄の額(欄外の前年度及び差額の額を含む)・テナント定期欄の額(欄外)水									
		4. 平成18年度株式会社パールテきたこし定時株主総会議案書(ただし、第3号議案及び第4号議案を除く)のうち、監査報告書の監査役の印影									

表 1 3 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 1 9 年 3 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について ・第 6 号事案について審査
第 2 回	平成 1 9 年 3 月 1 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査
第 3 回	平成 1 9 年 3 月 2 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人の口頭意見陳述、処分庁の意見及び参加人の意見を聴取

4 審査会答申

答申第6号

越情審査 第2号

平成19年4月27日

越谷市長 板川文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成19年1月26日付け越企第396号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成18年11月24日付け越企第302号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の変更を求める旨の異議申立てについて

答 申

第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）に基づき異議申立人が行った「平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書（第3号議案、第4号議案及び第5号議案を除く）」等4件の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対し、本件条例第7条第2号等に該当する情報が含まれているとして、本件条例第11条第2項に基づき、越谷市長が平成18年11月24日付けで行った部分公開決定は、妥当であると判断する。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成18年11月6日に公文書公開請求書によって本件公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行ったが、越谷市長が同年11月24日付け越企第302号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を除いて公開とする部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行ったため、その変更を求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成18年12月23日付けの異議申立書、平成19年2月24日付けの意見書及び同年3月26日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

「駐車場運営状況」の公開しない部分のうち、5階住宅用駐車場（4階屋上駐車場。以下「本件駐車場」という。）に関する情報については、以下の理由により公開すべきである。

- 1 本件駐車場は、マンション住民の入居前に決定された管理規約に基づいて、株式会社パルテきたこし（以下「当該法人」という。）に専用使用権が設定されている。

しかし、本件駐車場の運用状況はマンション標準管理規約に反しており、全体共用部分である本件駐車場の収益は、全体管理組合の修繕積立金に繰り入れられるべきである。

- 2 当該マンションの適正な管理運営を目指し本件駐車場の問題を解決するために、当該法人に対し本件駐車場の運営状況について説明等を求めてきたが、いまだ納得できる回答が得られないため、本件公開請求に至ったものである。

本件公開請求で得られた情報は、当該法人と話し合いをするために活用するのみであり、何ら当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではない。

- 3 市は会社法を理由に非公開としているが、本件駐車場は、建物の区分所有等に関する法律第30条の衡平の原則及びマンション標準管理規約に基づい

て議論されるべきである。つまり、全体共用部分である本件駐車場の料金収入は、当該法人の収益とすべきではなく、当該マンションの大規模修繕を実施するための原資として、広く公共的な性格を有するものである。

- 4 一区分所有者（当事者）でもある市が、修繕積立金の負担増につながるこうした現状を見過ごしていることは、違法若しくは不当な公金の支出を問われることでもある。
- 5 したがって、本件駐車場に関する情報については、本件条例第7条第2号ただし書イ（市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報）に該当し、公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

平成19年2月13日付け越企第420号の部分公開決定に係る理由説明書及び同年3月26日に行われた実施機関に対する意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

本件公開請求は、その内容から、越谷市企画部企画課を所管課としたものである。

- 1 本件駐車場は当該マンションの全体共用部分の一部であり、専用使用権については、建物の区分所有等に関する法律に基づき定められたマンション管理規約第14条に基づき、当該法人が使用することで承認されている。
- 2 異議申立ての対象となった「駐車場運営状況」は、会社法の規定により作成が義務付けられているものではないが、定時株主総会における報告事項として、議案とセットで株主総会に報告された資料であり、閲覧等も株主等に限られている。

会社法第442条において、株式会社は、計算書類等の備置き及び閲覧等が義務付けられているが、異議申立てに係る当該法人の「駐車場運営状況」は、作成の目的、内容、保管状態、閲覧等の請求時における取扱い等を踏まえると、当該法人の内部管理情報である計算書類等と一体であると考えられるため、公開されることの利益と公開されないことの利益を比較衡量した結果、一部を除き非公開としたところである。なお、当該法人は非上場会社である。

- 3 異議申立人は、本件駐車場の専用使用権の設定を定めた管理規約について、入居以前の住民は一切かかわることができなかったことや、駐車場の運用状況がマンション標準管理規約（国が策定した標準モデル：参考として示されているもの）に反しており収入の内容説明が不十分であること等から、問題の解決にあたり、本件公開請求に至ったと主張しているが、管理規約の内容、問題については、管理規約にかかわる当事者間のことであり、基本的に当事者間で解決すべきものとする。
- 4 本件公開請求で得られた情報は、入居している住民のために利用するのみであり、当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではないとの主張については、情報公開制度が市民との情報の共有を目的としている趣旨を踏まえる

と、公開・非公開の区分は、非公開情報に該当するか否かにより判断されるものであり、利害関係者であるか否かによって公開・非公開の判断基準が変わるものではない。

- 5 全体共用部分である本件駐車場の収入は広く公共的な性格を有するものであり、かかる収入が修繕積立金に繰り入れされないことを見過ごしている市の対応は、市の違法若しくは不当な公金の支出が問われることでもあるという主張については、市は修繕積立金を一区分所有者として管理規約に基づき負担しているが、本件駐車場は管理規約に規定された入居者専用駐車場（月極駐車場）であることから、本件駐車場の収入が公共的な性格を有するということに対しては、同意し難い。

また、本件駐車場は管理規約に基づいて運営されているものであるため、本件駐車場の収入が修繕積立金に繰り入れされないことをもって、違法若しくは不当な公金の支出を見過ごしているとは考えていない。

- 6 以上の理由から、本件条例に基づき適正に判断したものと考えており、これ以上の当該法人の内部管理情報の公開については、当該法人の自主的な判断によるべきであると考えます。

なお、市が当該法人に対し一部出資している（出資金1,000万円、出資比率12.5%）ことから、当該法人は公益性の高い法人であると考えられるが、市は一株主の立場であり、他の株主等の権利利益や当該法人の独立性等を踏まえると、市の出資法人であることのみをもって異議申立人が変更を求める部分について公開するということにはならないと考える。

- 7 したがって、異議申立人が変更を求める部分については、本件条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断し、本件条例第11条第2項により部分公開とした。

第5 参加人の主張要旨

平成19年3月26日に行われた参加人（当該法人）に対する意見聴取によれば、参加人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 専用使用権は管理規約に基づくものであり、当該法人の立場としては現在の管理規約に従わざるを得ない。
- 2 平成16年に全体管理組合に対し本件駐車場の収支に関する資料を提出し説明をしているが、理解を得られないのは残念である。

第6 審査会の判断

- 1 本件条例の趣旨・目的について

本件条例制定の趣旨は、その前文にあるとおり、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」ことにある。本件条例は、このような趣旨のもとに、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としており、市政に関する情報を

広く公開することにより、市民の的確な理解と評価を可能とし、市政に関する市民の責任ある意思形成を促進するという公共的利益の実現に資するための制度を定めたものである。

そして、このような趣旨を踏まえて、実施機関は、公開請求があったときは、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならないこととされている（第7条本文）。

2 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

しかしながら、実施機関の保有する情報のなかには、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第2号は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」について、非公開情報とする旨を定めたものである。

3 本件異議申立てに係る公文書の内容について

平成18年11月24日付け公文書部分公開決定通知書（越企第302号）において非公開とされた情報のうち、同年12月23日付け異議申立書（以下「異議申立書」という。）により非公開処分の変更が申し立てられている情報は、

- (1) 平成15年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、
 - 住宅棟収入欄の額
 - 大京負担分欄の額
 - 駐車場総収入欄の額
- (2) 平成16年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、
 - 住宅棟収入欄の額
 - 大京負担分欄の額
 - 駐車場総収入欄の額
 - 駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額
 - 収支（販売実績）欄の額
 - 欄外の月あたりの管理費及び14年度管理費の額
 - 欄外の月あたりの委託費及び4月～9月までの月あたりの委託費並び

に差額の額

欄外の月あたりの5階年間費及び年あたりの管理組合借地料の額

欄外の月あたりの固定資産税の額及び年間の固定資産税の額

欄外の月あたりのセコムリースの額

欄外の月あたりの機械保険の額

- (3) 平成17年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、

住宅棟収入欄の額

駐車場総収入欄の額

駐車場管理費等固定支出水光熱費その他諸経費欄の額

収支（販売実績）欄の額

- (4) 平成18年度株式会社パルテきたこし定時株主総会議案書「報告事項・駐車場運営状況」のうち、

住宅棟収入欄の額

駐車場総収入欄の額

についての情報（以下「本件情報」という。）である。

4 本件情報の性格について

ところで、以上の「駐車場運営状況」に係る本件情報は、当該法人の「損益計算書」の科目の「売上高」の「受取家賃」の一部を構成する駐車場収入実績の明細を示すものである。この「駐車場運営状況」に係る本件情報は、当該法人の定時株主総会における報告事項として、議案とセットで株主総会に報告されたものであるが、当該法人は、非上場会社で株主もごく限られた人数にとどまることから、「駐車場運営状況」の内容が一般に広く周知されているとはいえない。

本件情報は、いずれも当該法人が運営する駐車場の収益を算出するための基礎となる金額であり、これらの金額を基にして分析すれば、駐車場経営の収支の実態など経理状況の詳細が明らかとなる情報、すなわち、企業の経理上の秘密に属する情報である。さらに、大京負担金（ ）や欄外の委託費（ ）及びセコムリースの金額（ ）は、当該法人の取引先企業の営業上の秘密に属する情報でもある。

5 第7条第2号本文の該当性について

このような情報は、企業の内部管理情報であり、通常は、公にすることが予定されているものとはいえない。いずれにせよ、本件情報を公開した場合には、当該法人及び当該法人の取引先企業の経理上ないし営業上の秘密を明らかにすることになる。したがって、本件情報は、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

異議申立人は、異議申立書の（異議申立ての理由）において、本件公開請求で得られた情報は、当該法人と話し合いをするために活用するのみであり、何ら当該法人の企業活動に悪影響を及ぼすものではない旨主張する。こ

の点について、市の「情報公開制度の手引」(以下「手引」という。)の第7条第2号に関する【運用】欄では、「法人等に関する情報の公開により、万一この法人等の利益が侵害された場合の事後救済は困難であることから、……この情報を公開した場合に生ずる影響等について慎重に検討し、客観的に判断しなければならない」とされている。つまり、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する」かどうかの判断は、公開請求者の利用目的によって左右されるものではなく、公開措置自体が通常もたらすであろう結果の予測によって判断すべきものである。したがって、この点に関する異議申立人の主張も採用できない。

6 第7条第2号ただし書イの該当性について

異議申立人は、また、本件駐車場の料金収入のうち正当な管理経費を除いた収益はすべて全体管理組合の修繕積立金に繰り入れされるべきであり、本件駐車場収入の運用状況は、マンション標準管理規約に反することを理由とし、本件条例第7条第2号ただし書イに該当すると主張していると判断されるので、この点を検討する。

「手引」によれば、本件条例第7条第2号ただし書イの「違法又は著しく不当」とは、「法令等の規定に明らかに違反するか、又は違反しないまでも社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことをいう」とされている。しかし、当該法人の本件駐車場収入の運用行為が、「法令等の規定に明らかに違反する」といえないことはもちろん、「社会通念に照らして著しく妥当性を欠く」ともいえないから、本件情報が、第7条第2号ただし書イに該当するともいえない。

さらに異議申立人は、本件駐車場収入の大部分が修繕積立金に繰り入れされないことは、一区分所有者である市の修繕積立金の負担金額を増やすことになり、かかる現状を見過ごしていることは市の違法若しくは不当な公金の支出が問われることになるから、第7条第2号ただし書イにいう「違法又は著しく不当な行為」にあたる旨を主張している。

しかしながら、第7条第2号ただし書イにいう「違法又は著しく不当な行為」の主体として想定されているのが「法人その他の団体又は事業を営む個人」であり、実施機関が除かれていることは、規定の文言上明らかであり、市の違法又は不当な行為(仮にそれがあるとして)を挙げて、第7条第2号ただし書イの適用を論じることはできないといわなければならない。

7 結論

以上のとおり、本件部分公開決定により非公開とされた本件情報は、いずれも本件条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イには該当しないと判断されるので、本件公開請求について本件情報を非公開とした実施機関の本件部分公開決定は妥当であると判断する。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成19年1月26日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成19年1月29日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成19年2月13日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成19年2月13日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成19年2月28日	異議申立人から理由説明書に対する意見書が提出された。
平成19年3月 1日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。
平成19年3月 6日	審査
平成19年3月13日	審査
平成19年3月26日	異議申立人の口頭意見陳述、処分庁の意見及び参加人の意見を聴取した。
平成19年4月16日	審査
平成19年4月23日	審査
平成19年4月27日	審査（持ち回り）

平成19年4月27日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	近 藤 勲

第4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置された市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員 (平成19年3月31日現在)

氏名	備考
青木冷子	
浅子亮三	
大森忠勝	
進藤秀子	会長
寺内幸	
星野和枝	
三木勉	
宮下毅	副会長
安井利雄	
渡辺孝一	

(五十音順)

2 審議会の開催状況

平成18年度は、審議会を2回開催しました。実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務並びに「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」に基づく情報提供事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表 1 5 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 7 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・個人情報取扱事務の各種届出について ・防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について
第 2 回	平成 1 9 年 3 月 2 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」の制定に関する審議及び答申について ・「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」に基づく情報提供事務に係る目的外利用等に関する審議及び答申について

3 審議会答申

越情審議 第 6 号
平成18年10月27日

越谷市長 板川文夫様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 進藤秀子

本人以外収集・保有個人情報目的外利用等に関する
意見照会について（答申）

平成18年10月2日付け越児福第634号及び越児福第635号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

越情審議 第 7 号
平成18年10月27日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

本人以外収集・保有個人情報目的外利用等に関する
意見照会について（答申）

平成18年10月2日付け越教総第258号及び越教総第259号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号、第6条第4項ただし書及び第8条第3項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

越情審議 第 11 号
平成 19 年 3 月 29 日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 進 藤 秀 子

「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」の制定に係る
意見照会について（答申）

越谷市情報公開条例第 22 条及び越谷市個人情報保護条例第 34 条の規定に基づき、平成 19 年 3 月 19 日付け越情セ第 46 号で意見照会のありました「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」の制定については、情報提供施策の拡充の必要性から適当なものと認めましたので答申します。

なお、情報提供の統一的な取扱いを確保するため、他の実施機関においても同様の規程を整備するよう要望します。

越情審議 第 12 号

平成 19 年 3 月 29 日

越谷市長 板川 文夫 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 進 藤 秀 子

「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」の制定に係る
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 19 年 3 月 19 日付け越情セ第 47 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、情報提供にあたっては、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害することのないよう最大限の配慮を要望します。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 1 2 条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの (以下「第三者」という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の決定 (以下「公開決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書 (第 1 7 条及び第 1 8 条において「反対意見書」という。) を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 1 5 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して 3 0 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 1 6 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第 17 条 公開決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 19 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 18 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 19 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第 20 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第 21 条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第 22 条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則 (平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、財団法人越谷コミュニティセンター及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
 - (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

- 2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第 1 3 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求 (以下「開示請求」という。) をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 1 5 歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第 1 4 条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。) を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 1 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等 (国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報が該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 29 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者 (開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 30 条 第 21 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定 (第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(実施機関に対する苦情の処理)

第 31 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第 32 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第 33 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第 34 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 35 条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 36 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第 3 7 条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第 3 8 条 他の法令等 (越谷市情報公開条例 (平成 1 1 年条例第 1 0 号) を除く。) の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第 3 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第 4 0 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1, 0 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 1 条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 2 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。) を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 3 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 0, 0 0 0 円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第 2 項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (平成 1 7 年条例第 2 号。以下「改正条例」という。) の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)
- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

平成18年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136（直通）
編集 越谷市情報公開センター

平成19年8月